

逗子市障がい者虐待防止・対応マニュアル

令和4年3月
逗子市

はじめに

平成24年10月に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行されました。この法律は、障がい者に対する虐待が障がい者の尊厳を害するものであり、障がい者の自立及び社会参加にとって虐待を防止することがきわめて重要であること等に鑑み、虐待の防止、早期発見、虐待を受けた障がい者に対する保護や自立の支援、養護者に対する支援などを行うことにより障がい者の権利利益の擁護に資することを目的としています。

この目的を実現するため、この法律では国や地方公共団体、障がい者福祉施設従事者等、使用者などに障がい者虐待の防止に関する責務を課しており、これらの団体等においては、法施行に向けての体制整備や、職員に対する研修の実施などに取り組んでいく必要があります。

本市では、厚生労働省が作成した「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応（「国マニュアル」）」、および神奈川県が作成した「障害者虐待の防止と対応（「神奈川県マニュアル」）」を土台にして「逗子市障がい者虐待防止・対応マニュアル」の初版を発行しました。

このたび、国マニュアル及び神奈川県マニュアルの一部改訂を受け、本マニュアルについても所要の見直しを行い、改訂版を発行することとなりました。

関係機関の皆様におかれましては本マニュアルを活用して虐待防止に努めるとともに、虐待事案が発生した時には適切な対応をお願いいたします。

令和4年3月

逗子市

< 目次 >

I 障がい者虐待防止の基本

1 障がい者虐待とは -----	5
2 障がい者虐待の防止等に向けた基本的視点-----	10
3 障がい者虐待の防止等に対する各主体の責務等 -----	14
4 市町村及び都道府県の役割と責務 -----	16
5 成年後見制度等の利用 -----	18
6 個人情報保護 -----	20

II 養護者による障がい者虐待の防止と対応

1 定義・概略 -----	22
2 養護者による障がい者虐待への対応-----	23
(1) 相談、通報及び届出の受付-----	24
(2) コアメンバーによる対応方針の協議 -----	25
(3) 事実確認、訪問調査 -----	27
(4) 援助方針の決定と実施-----	32
1) 個別ケース会議の開催による援助方針の決定-----	33
2) 介入・支援 -----	35
3) 立入調査 -----	39
4) 積極的な介入の必要性が高い場合の対応 -----	42
5) モニタリング-----	46
6) 虐待対応の終結-----	46

III 障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待の防止と対応

1 定義・概略 -----	48
2 障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待の防止 -----	49
3 障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待への対応-----	51
(1) 通報等の受付 -----	52
(2) コアメンバーによる対応方針の協議 -----	55

(3) 市による事実の確認	5 5
(4) 個別ケース会議の開催による援助方針の決定	5 8
(5) 市から都道府県への報告	5 9
(6) 社会福祉法及び障害者総合支援法の規定による権限の行使	5 9
(7) 特定非営利活動促進法による権限の行使	6 0
(8) 障害者福祉施設従事者等による虐待の報道事例	6 0
(9) 障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待の状況の公表	6 1
4 身体拘束に対する考え方	6 2
5 行動障がいをもつ者に対する支援の質の向上	6 5
6 障害者福祉施設従事者等に向けた虐待防止のマニュアル	6 6

IV 使用者による障がい者虐待の防止と対応

1 定義・概略	6 8
2 使用者による障がい者虐待の防止	6 9
3 使用者による障がい者虐待への対応	7 0
(1) 通報等の受付	7 1
(2) 市・県による事実確認等	7 4
(3) 市から都道府県への通知	7 8

V 参考資料

1 帳票・様式例	7 9
2 関係窓口一覧	9 1

「障害」・「障がい」の表記について

逗子市では、ノーマライゼーションの理念として「こころのバリアフリー」を推進するため、「障害」の「害」の字をひらがなで表記しています（例：「障がいのある人」など）。ただし、国の法令に基づく制度などは、従来のままとします（例：「身体障害者手帳」など）。

I 障がい者虐待防止の基本

1 障がい者虐待とは

(1) 障害者虐待防止法の成立

障がい者に対する虐待はその尊厳を害するものであり、障がい者の自立と社会参加にとって障がい者虐待の防止を図ることが極めて重要です。こうした点等に鑑み、障がい者虐待の防止や養護者に対する支援等に関する施策を推進するため、平成 23 年 6 月 17 日、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「障害者虐待防止法」といいます。）が議員立法により可決、成立し、平成 24 年 10 月 1 日から施行されました。

(2) 「障がい者虐待」の定義

障害者虐待防止法では、障がい者とは障害者基本法第 2 条第 1 号に規定する障がい者と定義されています。同号では、障がい者とは「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」としており、障害者手帳を取得していない場合も含まれる点に留意が必要です（対応の初期段階では、障がい者であることが判然としない場合もありますが、そうした場合でも、適切に対応することが重要です）。また、ここでいう障がい者には 18 歳未満の者も含まれます。

障害者虐待防止法では、障がい者虐待を、ア) 養護者による障がい者虐待、イ) 障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待及びウ) 使用者による障がい者虐待に分け（第 2 条第 2 項）、以下のように定義しています。

法第 3 条では「何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない。」と規定され、広く虐待行為が禁止されています。同条で禁止されている虐待は、「障がい者虐待」より範囲が広いと考えられます。

【参考】障がい者虐待の例

区分	内容と具体例
身体的虐待	<p>暴力や体罰によって身体に傷やあざ、痛みを与える行為。身体を縛りつけたり、過剰な投棄によって身体の動きを抑制する行為。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平手打ちする ・殴る ・蹴る ・壁に叩きつける ・つねる ・無理やり食べ物や飲み物を口に入れる ・やけど・打撲させる ・身体拘束（柱や椅子やベッドに縛り付ける、医療的必要性に基づかない投棄によって動きを抑制する、ミトンやつなぎ服を着せる、部屋に閉じ込める、施設側の管理の都合で睡眠薬を服用させるなど）
性的虐待	<p>性的な行為やその強要（表面上は同意しているように見えても、本心からの同意かどうかを見極める必要がある）</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性交 ・性器への接触 ・性的行為を強要する ・裸にする ・キスする ・本人の前でわいせつな言葉を発する、又は会話する ・わいせつな映像を見せる
心理的虐待	<p>脅し、侮辱などの言葉や態度、無視、嫌がらせなどによって精神的に苦痛を与えること。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「バカ」「あほ」など障がい者を侮辱する言葉を浴びせる ・怒鳴る ・ののしる ・悪口を言う ・仲間に入れない ・子ども扱いする ・人格をおとしめるような扱いをする ・話しかけているのに意図的に無視する
放棄・放置	<p>食事や排泄、入浴、洗濯など身の世話をしない、必要な福祉サービスや医療や教育を受けさせない、などによって障がい者の生活環境や身体・精神的状態を悪化、又は不当に保持しないこと。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食事や水分を十分に与えない ・食事の著しい偏りによって栄養状態が悪化している ・あまり入浴させない ・汚れた服を着させ続ける ・排泄の介助をしない ・髪や爪が伸び放題 ・室内の掃除をしない ・ごみを放置したままにしてあるなど劣悪な住環境の中で生活させる ・病気やけがをしても受診させない ・学校に行かせない ・必要な福祉サービスを受けさせない ・制限する ・同居人による身体的虐待や心理的虐待を放置する
経済的虐待	<p>本人の同意なしに（あるいはだますなどして）財産や年金、賃金を使ったり勝手に運用し、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年金や賃金を渡さない ・本人の同意なしに財産や預貯金を処分・運用する ・日常生活に必要な金銭を渡さない ・使わせない ・本人の同意なしに年金等を管理して渡さない

※「障害者虐待防止マニュアル」（NPO法人 PandA-J）を参考に作成

【参考】**障がい者虐待発見チェックリスト**

虐待していても本人にはその自覚のない場合や虐待されていても障がい者自らSOSを訴えないことがよくありますので、小さな兆候を見逃さないことが大切です。複数の項目に当てはまる場合は疑いがそれだけ濃いと判断できます。これらはあくまで例示なので、完全に当てはまらなくても虐待がないと即断すべきではありません。類似の「サイン」にも注意深く目を向ける必要があります。

<身体的虐待のサイン>

- 身体に小さな傷が頻繁にみられる
- 太ももの内側や上腕部の内側、背中などに傷やみみずばれがみられる
- 回復状態がさまざまに違う傷、あざがある
- 頭、顔、頭皮などに傷がある
- お尻、手のひら、背中などに火傷や火傷の跡がある
- 急におびえたり、こわがったりする
- 「こわい」「嫌だ」と施設や職場へ行きたがらない
- 傷やあざの説明のつじつまが合わない
- 手をあげると、頭をかばうような格好をする
- おびえた表情をよくする、急に不安がる、震える
- 自分で頭をたたく、突然泣き出すことがよくある
- 医師や保健、福祉の担当者に相談するのを躊躇する
- 医師や保健、福祉の担当者に話す内容が変化し、つじつまが合わない

<性的虐待のサイン>

- 不自然な歩き方をする、座位を保つことが困難になる
- 肛門や性器からの出血、傷がみられる
- 性器の痛み、かゆみを訴える
- 急におびえたり、こわがったりする
- 周囲の人の体をさわるようになる
- 卑猥な言葉を発するようになる
- ひと目を避けたがる、一人で部屋にいたがるようになる
- 医師や保健、福祉の担当者に相談するのを躊躇する
- 眠れない、不規則な睡眠、夢にうなされる
- 性器を自分でよくいじるようになる

<心理的虐待のサイン>

- かきむしり、かみつきなど、攻撃的な態度がみられる
- 不規則な睡眠、夢にうなされる、眠ることへの恐怖、過度の睡眠などがみられる
- 身体を萎縮させる
- おびえる、わめく、泣く、叫ぶなどパニック症状を起こす
- 食欲の変化が激しい、摂食障がい（過食、拒食）がみられる
- 自傷行為がみられる

- 無力感、あきらめ、なげやりな様子になる、顔の表情がなくなる
- 体重が不自然に増えたり、減ったりする

<放棄・放置のサイン>

- 身体から異臭、汚れがひどい髪、爪が伸びて汚い、皮膚の潰瘍
- 部屋から異臭がする、極度に乱雑、ベタベタした感じ、ゴミを放置している
- ずっと同じ服を着ている、汚れたままのシャツ、濡れたままの下着
- 体重が増えない、お菓子しか食べていない、よそではガツガツ食べる
- 過度に空腹を訴える、栄養失調が見て取れる
- 病気やけがをしても家族が受診を拒否、受診を勧めても行った気配がない
- 学校や職場に出てこない
- 支援者に会いたがらない、話したがらない

<経済的虐待のサイン>

- 働いて賃金を得ているのに貧しい身なりでお金を使っている様子がみられない
- 日常生活に必要な金銭を渡されていない
- 年金や賃金がどう管理されているのか本人が知らない
- サービスの利用料や生活費の支払いができない
- 資産の保有状況と生活状況との落差が激しい
- 親が本人の年金を管理し遊興費や生活費に使っているように思える

※「障害者虐待防止マニュアル」（NPO法人 PandA-J）を参考に作成

【注】セルフネグレクト（自己による放任）について

NPO法人 PandA-Jの「障害者虐待防止マニュアル」のチェックリストには以下のとおり「セルフネグレクトのサイン」が挙げられています。セルフネグレクト（自己による放任）については、障害者虐待防止法に明確な規定がありませんが、このようなサインが認められれば、支援が必要な状態である可能性が高いので、障がい福祉課では、相談支援事業所等の関係機関と連携して対応します。

<セルフネグレクトのサイン>

- 昼間でも雨戸が閉まっている
- 電気、ガス、水道が止められていたり、新聞、テレビの受信料、家賃の支払いが滞っている
- ゴミが部屋の周囲に散乱している、部屋から異臭がする
- 郵便物がたまったまま放置されている
- 野良猫のたまり場になっている
- 近所の人や行政が相談に乗ろうとしても「いいよ、いいよ」「放っておいてほしい」と遠慮し、あきらめの態度がみられる

【参考】障がい者虐待における虐待防止法制の対象範囲

○障がい者虐待の発生場所における虐待防止法制を法別・年齢別整理

年齢	在宅 (養護者・保護者)	福祉施設					企業	学校 病院 保育所	
		障害者総合支援法		介護保険法等	児童福祉法				
		障害福祉サービス事業所 (入所系、日中系、訪問系、GH等含む)	相談支援事業所	高齢者施設等 (入所系、通所系、訪問系、居住系等含む)	障害児通所支援事業所	障害児入所施設等 (注1)			障害児相談支援事業所
18歳未満	児童虐待防止法 ・被虐待者支援 (都道府県) ※	障害者虐待防止法 ・適切な権限行使 (都道府県市町村)	障害者虐待防止法 ・適切な権限行使 (都道府県市町村)	—	障害者虐待防止法 (省令) ・適切な権限行使 (都道府県・市町村)	改正児童福祉法 ・適切な権限行使 (都道府県) (注3)	障害者虐待防止法 (省令) ・適切な権限行使 (都道府県・市町村)	障害者虐待防止法 ・間接的防止措置 (施設長)	
18歳以上 65歳未満	障害者虐待防止法 ・被虐待者支援 (市町村)			—	(20歳まで) (注2)	【20歳まで】	—		—
					【特定疾病 40歳以上】	—	—		—
65歳以上	障害者虐待防止法 高齢者虐待防止法 ・被虐待者支援 (市町村)	—	—	高齢者虐待防止法 ・適切な権限行使 (都道府県市町村)	—	—	—	—	

※ 養護者への支援は、被虐待者が18歳未満の場合でも必要に応じて障害者虐待防止法も適用される。

なお、配偶者から暴力を受けている場合は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の対象にもなる。

(注1) 小規模住居型児童養育事業、里親、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、自動心理治療施設、児童自立支援施設、指定発達支援医療機関等
(児童福祉法 33条の10)

(注2) 放課後等デイサービスのみ

(注3) 児者一体で運営されている施設においては、児童福祉法に基づく給付を受けている場合は児童福祉法、障害者総合支援法に基づく給付を受けている場合は障害者虐待防止法の対象になる。

●障害者虐待防止法が適用となるケース

- ・ 65歳以上の高齢障がい者が就労している企業等にて虐待がおこった場合
- ・ 65歳以上の高齢障がい者が利用している障害福祉サービス事業所（グループホームなど）にて虐待がおこった場合
- * 18歳未満の障がい児が、利用している障害福祉サービス事業所（短期入所・居宅介護）にて虐待がおこった場合

●児童虐待防止法が適用となるケース

- ・ 18歳以上20歳までの障がい者が入所している障害児施設や児童養護施設にて虐待がおこった場合

2 障がい者虐待の防止等に向けた基本的視点

(1) 障がい者虐待防止と対応のポイント

障害者虐待防止と対応の目的は、障がい者を虐待という権利侵害から守り、尊厳を保持しながら安定した生活を送ることができるよう支援することです。

障がい者に対する虐待の発生予防から、虐待を受けた障がい者が安定した生活を送れるようになるまでの各段階において、障がい者の権利擁護を基本に置いた切れ目ない支援体制を構築することが必要です。

ア 虐待を未然に防ぐための積極的なアプローチ

虐待は被虐待者の尊厳を著しく傷つけるものであることから、虐待が発生してからの対応よりも虐待を未然に防止することが最も重要です。このため、まず、住民やあらゆる関係者に対し、障害者虐待防止法の周知のほか、障がい者の権利擁護についての啓発、障がいや障がい者虐待に関する正しい理解の普及を図ることが必要です。

また、障がい者やその家族などが孤立することのないよう、地域における支援ネットワークを構築するとともに、必要な福祉サービスの利用を促進するなど養護者の負担軽減を積極的に図ります。

障がい者福祉施設等は、今後、より高いレベルで虐待防止に向けた取組みを進めることが必要です。例えば、第三者評価を受けることや虐待防止委員

会の設置、内部研修や会議等を通じて施設内での円滑なコミュニケーションを図る、などが有効です。行政としても、介護技術に関する研修やマニュアルの普及などにより、これらを支援することが重要となります。

それぞれの地域において、自立支援協議会などの場を活用して、このようにリスク要因を低減させるための積極的な取組みを行うことが重要です。

イ 虐待の早期発見・早期対応

障がい者虐待への対応は、問題が深刻化する前に早期に発見し障がい者や養護者等に対する支援を開始することが重要です。このため、まずは法に規定された通報義務を周知していくことが必要です。また、障害者虐待防止法では、国・地方公共団体のほか（第6条第1項）、保健・医療・福祉・労働等の関係者も虐待の早期発見に努めることとされています（第6条第2項）。これら関係者は、虐待問題に対する意識を高く持たねばなりません。さらに、地域組織との協力連携、ネットワークの構築などによって、虐待を早期に発見し対応できる仕組みを整えることが必要です。

また、各障害者支援施設や障害福祉サービス事業所から事故報告書が提出された場合には、その内容が虐待に当たらないか注意が必要です。

虐待は夜間や休日にも発生するものであるため、地域で夜間や休日においても相談や通報、届出や緊急の保護に対応できる体制を構築し、関係機関や住民に周知する必要もあります。

P7【参考】は、障がい者虐待などのサインの例です。このようなチェックシートを関係機関や地域住民と共有することも有効です。

ウ 障がい者の安全確保を最優先する

障がい者虐待に関する通報等の中には、障がい者の生命に関わるような緊急的な事態もあると考えられ、そのような状況下での対応は一刻を争うことが予想されます。

また、障がい者本人の自己決定が難しいときや養護者との信頼関係を築くことができないときでも、障がい者の安全確保を最優先するため入院や措置入所などの緊急保護を必要とする場合があります。ただし、このような緊急的な保護を実施した場合には、養護者に対し特にその後の丁寧なフォローアップが必要となることに留意が必要です。

エ 障がい者の自己決定の支援と養護者の支援

虐待を受けた障がい者は、本来持っている生きる力や自信を失っている場合も多くみられます。障がい者が主体的に生きられるよう、生活全体への支援を意識

しながら、障がい者が本来持っている力を引き出す関わりを行い（エンパワメント）、本人の自己決定を支援する視点が重要です。法が目指すのは、障がい者が地域において自立した生活を円滑に営めるようにすることです（法第41条）

一方、在宅の虐待事案では、虐待している養護者を加害者としてのみ捉えてしまいがちですが、養護者自身が何らかの支援を必要としている場合も少なくありません。障がい者の安全確保を最優先としつつ、養護者支援を意識することが必要です（養護者支援の具体的内容については、P37「養護者（家族等）への支援」を参照してください）。

これら障がい者支援や養護者支援の取組みは、関係者による積極的な働きかけや仲介によって信頼関係を構築しながら、時間をかけて行うことが必要です。

オ 関係機関の連携・協力による対応と体制

障がい者虐待の発生には、家庭内での長年の人間関係や介護疲れ、障がいに対する理解不足、金銭的要因など様々な要因が複雑に影響している場合も多く、支援にあたっては障がい者や養護者の生活を支援するためのさまざまな制度の活用や知識が必要となります。そのため、支援の各段階において、複数の関係機関が連携を取りながら障がい者や養護者の生活を支援できる体制を構築し、チームとして対応することが必要です。

（2）障がい者虐待の判断に当たってのポイント

虐待であるかどうかの判断に当たっては、以下のようなポイントに留意します。このとき、虐待かどうかの判断が難しい場合もありますが、虐待でないことが確認できるまでは虐待事案として対応することが必要です。

ア 虐待をしているという「自覚」は問わない

虐待事案においては、虐待をしているという自覚のある場合だけでなく、自分がやっていることが虐待に当たると気付いていない場合もあります。また、しつけ、指導、療育の名の下に不適切な行為が続けられている事案もあるほか、「自傷・他害があるから仕方ない」ということが一方的な言い訳となっている場合もあります。

虐待している側の自覚は問いません。自覚がなくても、障がい者は苦痛を感じたり、生活上困難な状況に置かれていたりすることがあります。

虐待しているという自覚がない場合には、その行為が虐待に当たるということを適切な方法で気付かせ、虐待の解消に向けて取り組む必要があります。

イ 障がい者本人の「自覚」は問わない

障がいの特性から、自分のされていることが虐待だと認識できない場合があります。また、長期間にわたって虐待を受けた場合などでは、障がい者が無力感から諦めてしまっていることがあります。このように障がい者本人から訴えの無いケースでは、周囲がより積極的に介入しないと、虐待が長期化したり深刻化したりする危険があります。

ウ 親や家族の意向が障がい者本人のニーズと異なる場合がある

施設や就労現場で発生した虐待の場合、障がい者の家族への事実確認で「これくらいのことは仕方がない」と虐待する側を擁護したり虐待の事実を否定したりすることがあります。これは、障がい者を預かって貰っているという家族の気持ちや、他に行き場がないという状況がそういう態度を取らせているとも考えられます。家族からの訴えがない場合であっても、虐待の客観的事実を確認して、障がい者本人の支援を中心に考える必要があります。

エ 虐待の判断はチームで行う

障がい者虐待の事案に対する判断は、担当者一人で行うことを避け組織的に行うことが必要です。その前提として、それぞれの組織の管理職が虐待問題への感度を高め、虐待への厳しい姿勢を打ち出すことが重要です。

相談や通報、届出を受けた市や県の職員は、速やかに上司に報告し、また個別ケース会議などを活用して緊急性の有無、事実確認の方法、援助の方向などについて組織的に判断していく必要があります。さらに、事実確認のための調査では、担当者一人への過度の負担を避け、また客観性を確保する観点から、複数の職員で対応することが原則です。

3 障がい者虐待の防止等に対する各主体の責務等

障害者虐待防止法では、障がい者虐待の防止、障がい者虐待を受けた障がい者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援を行うため、国及び地方公共団体、国民、障がい者の福祉に業務上又は職務上関係のある団体並びに障害者福祉施設従事者等に対する責務が規定されています。

(1) 国及び地方公共団体の責務

障害者虐待防止法では、国及び地方公共団体は、障がい者虐待の防止、障がい者虐待を受けた障がい者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援等を行うため、以下の責務が規定されています。

- ① 関係機関の連携強化、支援などの体制整備（第4条第1項）
- ② 人材の確保と資質向上のための研修等（第4条第2項）
- ③ 通報義務、救済制度に関する広報・啓発（第4条第3項）
- ④ 障がい者虐待の防止等に関する調査研究（第42条）
- ⑤ 成年後見制度の利用の促進（第44条）

(2) 国民の責務

国民は、障がい者虐待の防止等に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる施策に協力するよう努めなければならないとされています（第5条）。

(3) 保健・医療・福祉等関係者の責務

保健・医療・福祉等関係者は、障がい者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障がい者虐待の早期発見に努めなければならないとされています（第6条第2項）。同項では、以下の関係者が規定されています。

- ・ 障害者福祉施設、学校、医療機関、保健所、障がい者福祉関係団体
- ・ 障害者福祉施設従事者等、学校の教職員、医師、歯科医師、保健師、弁護士、使用者 等

これらの関係者は、国及び地方公共団体が講ずる施策に協力するよう努めなければならないとされています（第6条第3項）。

さらに、以下の関係者については、それぞれの責務が規定されています。

- ① 障害者福祉施設の設置者等
障害福祉施設従事者等の研修の実施、苦情処理体制の整備など障がい者福祉

施設従事者等による虐待の防止等のための措置（第 15 条）

② 使用者

労働者の研修の実施、苦情処理の体制の整備などの使用者による障がい者虐待防止等のための措置（第 21 条）

③ 学校の長

教職員、児童、生徒、学生その他の関係者に対する研修の実施及び普及啓発、相談体制の整備、虐待に対処するための措置などの虐待を防止するための措置（第 29 条）

④ 保育所等の長

保育所等の職員その他の関係者に対する研修の実施及び普及啓発、相談体制の整備、虐待に対処するための措置などの虐待を防止するための措置（第 30 条）

⑤ 医療機関の管理者

医療機関の職員その他の関係者に対する研修の実施及び普及啓発、相談体制の整備、虐待に対処するための措置などの虐待を防止するための措置（第 31 条）

（４）虐待防止ネットワークの構築

虐待の防止や早期の対応等を図るためには、市や県が中心となって、関係機関との連携協力体制を構築しておくことが重要です。

具体的には、その役割と関係者の範囲ごとに、以下のネットワークを構築することが考えられます。

① 虐待の予防、早期発見、見守りにつながるネットワーク

地域住民、民生児童委員、社会福祉協議会、家族会等からなる地域の見守りネットワークです。

② サービス事業所等による虐待発生時の対応（介入）ネットワーク

障害福祉サービス事業者や相談支援事業者など虐待が発生した場合に素早く具体的な支援を行っていくためのネットワークです。

③ 専門機関による介入支援ネットワーク

警察、弁護士、精神科を含む医療機関、社会福祉士、権利擁護団体など専門知識等を要する場合に援助を求めるためのネットワークです。

4 市及び県の役割と責務

(1) 市の役割と責務

ア 養護者による障がい者虐待について

- ① 通報又は届出を受けた場合の速やかな障がい者の安全確認、通報等に係る事実確認、障がい者虐待対応協力者との対応に関する協議（第9条第1項）
- ② 身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法の規定による措置及びそのための居室の確保（第9条第2項、第10条）
- ③ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律又は知的障害者福祉法に規定する成年後見制度の利用開始に関する審判の請求（第9条第3項）
- ④ 立入調査の実施、立入調査の際の警察署長に対する援助要請（第11条、第12条）
- ⑤ 身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法に規定する措置が採られた障がい者に対する養護者の面会の制限（第13条）
- ⑥ 養護者に対する負担軽減のための相談、指導及び助言その他必要な措置並びに障がい者が短期間養護を受ける居室の確保（第14条第1項・第2項）
- ⑦ 関係機関、民間団体等との連携協力体制の整備（第35条）

イ 障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待について

- ① 通報又は届出を受けた場合の都道府県への報告（第17条→省令で定める）
- ② 障害者福祉施設又は障害福祉サービス事業等の適正な運営の確保に向けた社会福祉法及び障害者総合支援法等に規定する権限の行使（第19条）

ウ 使用者による障がい者虐待について

通報又は届出を受けた場合の都道府県への通知（第23条）

エ 市町村障がい者虐待防止センターの機能と周知

市は、障がい者福祉所管部局又は当該市町村が設置する施設において、市障がい者虐待防止センターとしての機能を果たすようにすることとされています。（第32条第1項）

その具体的な業務は次のとおりです。

- ① 養護者、障害者福祉施設従事者等、使用者による障がい者虐待に関する通報又は届出の受理（第32条第2項第1号）
- ② 養護者による障がい者虐待の防止及び養護者による障がい者虐待を受けた障がい者の保護のための相談、指導及び助言（第32条第2項第2号）
- ③ 障がい者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報・啓発（第32条第2項第3号）

エ 障がい者虐待以外の通報・届出への対応等

障害者虐待防止法では、養護者、障害者福祉施設従事者等、使用者による障がい者虐待に通報義務が定められていますが、法第3条に定める「何人も障害者を虐待してはならない」の主旨に立ち返れば、それ以外の者から行われた障がい者に対する虐待を発見した人から、任意の虐待通報が行われる場合が考えられます。例えば、学校、保育所等、医療機関を利用する障がい者が虐待にあった場合や養護者以外の第三者が障がい者に対して虐待を行った場合、公共交通機関等で移動中の障がい者に対して虐待が行われている現場を目撃したという通報等が想定されます。

そのような場合、通報義務のある障がい者虐待に該当しないことを理由に受け付けないという対応は当然するべきではなく、通報・届出の内容を聞き取り、学校、保育所等、医療機関、公共交通機関等で起きた虐待事案に対応すべき機関に連絡し、確実に引き継ぐことや、必要に応じて市が対応することが求められます。このような通報に備えて、市では、それらを所管する市、県、警察の担当部署等を事前に確認し、実際に通報があった場合の対応や連絡、引き継ぎ方法を確立しておく必要があります。

また、障がい者虐待の要因には様々なものがあるため、他の窓口や関係機関等に相談が入る可能性もあります。他の窓口や関係機関等に相談や通報・届出が入った場合にも、速やかに担当窓口へ連絡が入るように、行政機関内及び関係機関の相談等窓口間で連携体制を整備しておくことも必要です。

この他、市や委託を受けた市障がい者虐待対応協力者は、専門的知識や経験を有し、かつ事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めなければならないとされています（第34条）。

カ その他（財産上の被害防止等について）

- ① 養護者、親族又は障害者福祉施設従事者等及び使用者以外の第三者による財産上の不当取引の被害に関する相談の受付、関係部局・機関の紹介（第43条第1項）
- ② 財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある障がい者に係る成年後見制度の利用開始に関する審判の請求（第43条第2項）

（2）県の役割と責務

ア 障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待について

- ① 障害者福祉施設又は障害福祉サービス事業等の適正な運営の確保に向けた社会福祉法及び障害者総合支援法等に規定する権限の行使（第19条）
- ② 障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待の状況やその際に採った措置等の公表（第20条）

イ 使用者による障がい者虐待について

使用者による障がい者虐待に係る事項の都道府県労働局への報告（第 24 条）

ウ 都道府県障害者権利擁護センターの機能と周知

都道府県は、障がい者福祉所管部局又は当該都道府県が設置する施設において、当該部局又は施設が都道府県障害者権利擁護センターとしての機能を果たすようにすることとされています。（第 36 条第 1 項）

その具体的な業務は次のとおりです。

- ① 使用者虐待に関する通報又は届出の受理（第 36 条第 2 項第 1 号）
- ② 市町村が行う措置に関する市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報提供、助言その他の援助（第 36 条第 2 項第 2 号）
- ③ 障害者及び養護者支援に関する相談、相談機関の紹介（第 36 条第 2 項第 3 号）
- ④ 障害者及び養護者支援のための情報提供、助言、関係機関との連絡調整等（第 36 条第 2 項第 4 号）
- ⑤ 障害者虐待の防止及び養護者支援に関する情報の収集分析、提供（第 36 条第 2 項第 5 号）
- ⑥ 障害者虐待の防止及び養護者支援に関する広報・啓発（第 36 条第 2 項第 6 号）
- ⑦ その他障害者虐待の防止等のために必要な支援（第 36 条第 2 項第 7 号）

エ その他

そのほか、都道府県は、福祉事務所その他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならないこととされています（第 39 条）。

5 成年後見制度等の利用

障がい者に対する経済的虐待や財産上の不当取引による被害などの事案も発生しています。このような被害を防ぐための支援のひとつとして成年後見制度や日常生活自立支援事業の活用を検討することも考えられます。

成年後見制度とは、判断能力が十分でない方について、家庭裁判所により選任された成年後見人等が、身上に配慮しながら財産の管理や福祉サービス等の契約を行い、ご本人の権利を守り生活を支援するための民法上の制度です。成年後見制度には、家庭裁判所が成年後見人等を選任する「法定後見」と、あらかじめ本人が任意後見人を選ぶ「任意後見」の 2 つの制度があります。また、法定後見には、後見、保佐、補助の 3 つの類型があり、本人の判断能力に応じて家庭裁判所が決定します。虐待を受けている障がい者の権利を擁護する方法として、市町村長申立てによる成年後見制度の活用も含めた検討を行う必要があります。

障害者虐待防止法でも、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 51 条の 11 の 2 又は知的障害者福祉法第 28 条の規定により、適切に市町村長による成年後見等開始の審判請求（以下「市町村長申立て」といいます。）を行うことが定められています（第 9 条第 3 項）。

成年後見制度は、判断能力の不十分な者を保護し、支援するためのものですが、制度の利用は今まで十分とは言えませんでした。こうした点を踏まえ、障害者虐待防止法には、国や地方公共団体が成年後見制度の周知や制度利用に当たっての経済的負担の軽減措置等により利用促進を図ることも規定されています（第 44 条）。また、障害者総合支援法における地域生活支援事業として、市町村の成年後見制度利用支援事業が定められています。市町村窓口又は基幹相談支援センターは、成年後見制度や成年後見制度利用支援事業の周知を行い、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、積極的に成年後見制度につなげることが必要です。

なお、法定後見の申立ては、原則として、本人・配偶者・4 親等内の親族等が行いますが、市町村長申立ての場合には、基本的に、2 親等内の親族の意思を確認すれば足りる取扱いとしています。

また、逗子市社会福祉協議会では、軽度の認知症や知的障がい、精神障がいなどにより一人では日常生活に不安のある人が地域で自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用支援や日常的な金銭管理を行う日常生活自立支援事業も実施されています。

これらの制度の活用も念頭に置いた支援策の検討が必要です。

市町村長申立てについて

市町村長による申立てを行うに当たっては、市町村は、基本的には 2 親等内の親族の意思を確認すれば足りる取扱いとなっています（ただし、2 親等内の親族がない場合であっても、3 親等又は 4 親等の親族であって申立てをするものの存在が明らかである場合には、市町村長による申立ては行わないことが基本となります）。

なお、虐待等の場合で 2 親等内の親族が申立てに反対する場合も考えられます。そのような場合には、2 親等内の親族がいたとしても、本人の保護を図るため、市町村長申立てが必要となる場合があります。

○ 法定後見制度

家庭裁判所が成年後見人等を選任する制度です。判断能力の程度に応じて補助、保佐、後見があり、その対象は次のようになっています。

「補助」：精神上の障がい（認知症・知的障がい・精神障がいなど）により判断能力が不十分な人

「保佐」：精神上の障がいにより判断能力が著しく不十分な人

「後見」：精神上の障がいにより常に判断能力を欠く状態にある人

これらの類型に応じてそれぞれ保護する人を補助人、保佐人、後見人とし、利用者の申立により家庭裁判所が選任するものです。成年後見人等は、親族のほか、弁護士、司法書士、社会福祉士などから選任されます。

なお、必要に応じて市長がこれを申立てることができます。

○ 任意後見制度

あらかじめ任意後見人を選任し、高齢者などの判断能力が不十分になった場合に、あらかじめ締結した契約（任意後見契約）にしたがって保護するものです。任意後見契約では、代理人である任意後見人となるべき者や、その権限の内容が定められます。

6 個人情報の保護

相談や通報、届出によって知り得た情報や通報者に関する情報は、個人のプライバシーに関わる極めて繊細な性質のものです。

個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」といいます。）では、本人の同意を得ずに特定の利用目的以外に個人情報を取り扱ってはならないこと（第 16 条）、本人の同意を得ずに個人情報を第三者に提供してはならないこと（第 23 条）が義務づけられています。

個人情報保護に関する法律においては、個人情報の第三者への提供を本人の同意なしに行うことを制限する例外として「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」を挙げています。

障がい者虐待事案への対応では、この例外規定により、守秘義務が解除されていると考えられますが、共有する情報については、必要最小限にするなどの配慮が必要です。

通報者に協力を求める場合であっても、通報者には守秘義務がありませんので通報者への報告は慎重にする必要があります。

（1）市町村等職員の守秘義務

障害者虐待防止法では、通報又は届出を受けた場合、当該通報又は届出を受けた市町村等の職員は、職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならないとあり、通報者や届出者を特定する情報について守秘義務が課されています（第 8 条）。

また、事務を委託された市町村障害者虐待防止センターの役員・職員又はこれらであった者についても、正当な理由なしに、委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないとされています（第 33 条第 2 項）。加えて、通報者や届出者を特定する情報についての守秘義務も課されています（第 33 条第 3 項）。

なお、第 33 条第 2 項の規定に違反した場合、罰則も課されます（第 45 条）。

Ⅱ 養護者による障がい者虐待の防止と対応

1 定義・概略

「養護者」とは、「障害者を現に養護する者であって障害者福祉施設従事者等及び使用者以外のもの」と定義されており、身近の世話や身体介助、金銭の管理などを行っている障がい者の家族、親族、同居人等が該当すると考えられます。また、同居していなくても、現に身近の世話をしている親族・知人などが養護者に該当する場合があります。

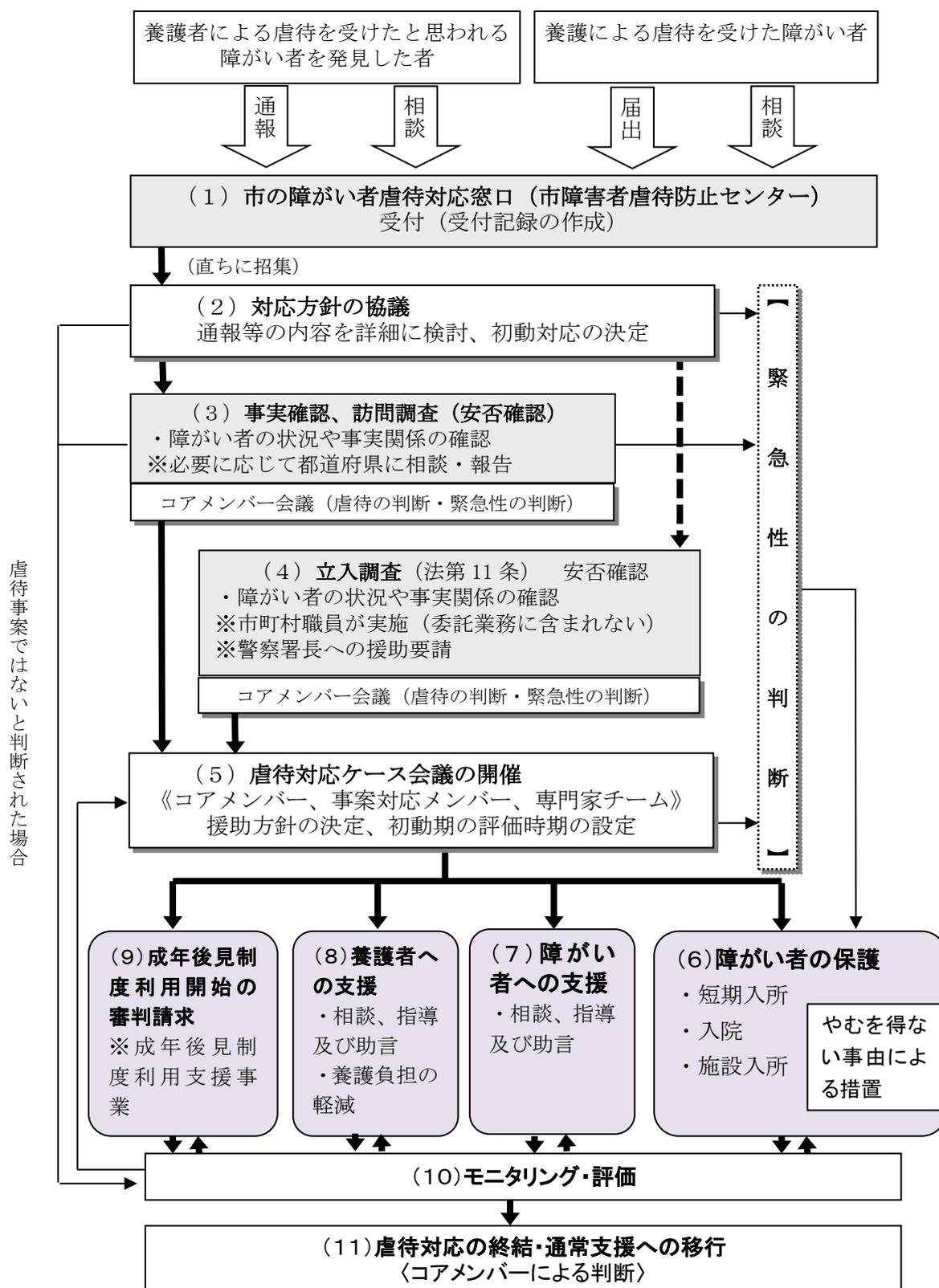
養護者による障がい者虐待とは、養護者が養護する障がい者に対して行う次のいずれかに該当する行為とされています。なお、経済的虐待については、養護者のみならず、障がい者の親族による行為が含まれます。

養護者による障がい者虐待の類型

①身体的虐待	障がい者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障がい者の身体を拘束すること。
②性的虐待	障がい者にわいせつな行為をすること又は障がい者をしてわいせつな行為をさせること。
③心理的虐待	障がい者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障がい者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
④放棄・放置	障がい者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、養護者以外の同居人による①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。
⑤経済的虐待	養護者又は障がい者の親族が当該障がい者の財産を不当に処分すること。その他、当該障がい者から不当に財産上の利益を得ること。

なお、18歳未満の障がい児に対する養護者による虐待は、総則など全般的な規定や養護者の支援については障害者虐待防止法に規定されていますが、通報や通報に対する虐待対応については、児童虐待防止法が適用されます。

2 養護者による障がい者虐待への対応



(1) 相談、通報及び届出の受付

窓口・実施機関	実施内容及びポイント	様式
障がい福祉課	実施内容 相談・通報・届出の受付 ・的確な情報把握 ・受付記録の作成 ポイント ・虐待の状況 ・障がい者、家族の状況 ・通報者の情報等	相談・通報・届出受付 票 A票（P79）

ア 相談、通報及び届出の受付時の対応

障がい者虐待に関する相談や通報・届出を受けた職員は、以下に掲げる虐待の状況や障がい者・養護者等の状況、通報者の情報など可能な限り必要となる情報を聴取します。ここでの的確な情報を把握することが、次の段階への判断の根拠になります。あいまいに聞き取るのではなく、直接に見聞きしたのか、伝聞なのか、誰が何と言ったのかなどを確認しながら聞き取ります。また、虐待の場所、日時、どのような虐待を何回したのかなど、具体的な内容を聞き取ります。

- ① 虐待の状況
 - ・虐待の種類や程度
 - ・虐待の具体的な状況
 - ・虐待の経過
 - ・緊急性の有無
- ② 障がい者の状況
 - ・障がい者本人の氏名、居所、連絡先
 - ・障がい者本人の心身の状況、意思表示能力
- ③ 虐待者と家族の状況
 - ・虐待者の状況、虐待者と障がい者の関係
 - ・その他の家族関係
- ④ 障害福祉サービス等の利用状況や関係者の有無
 - ・障害福祉サービス等の利用の有無
 - ・家族に関わりのある関係者の有無
- ⑤ 通報者の情報
 - ・氏名、連絡先、障がい者・養護者との関係等

通報者が焦って連絡している場合には、通報者に安心感を与えて落ち着かせることが重要です。その上で、必要な事項をできるだけ詳細に聞き取るようにします。また、相談者が虐待という言葉を使わない場合でも、相談を受けた職員は、

障がい者の状態など相談の内容から虐待が推測される場合には、その後の対応を念頭に置いて相談を進める構えが必要です。

通報者は、名前を言うことを嫌がることがありますので、匿名による通報であっても、きちんと通報内容を聴く必要があります。

(2) コアメンバーによる対応方針の協議

窓口・実施機関	実施内容及びポイント	様式
障がい福祉課	実施内容 障がい者本人・養護者の情報収集 ポイント 会議前にできる範囲での情報収集を行う	
障がい福祉課	初動対応方針の決定 実施内容 初動対応会議 ・緊急性の予測と判断 ・初動対応の方針決定 ポイント ・メンバーの明確化（責任者と構成員） ・事実確認方法や役割分担 ・関係機関への連絡・情報提供依頼等	緊急的な保護決定に向けたチェックシート B票（P80） コアメンバー会議（受理）記録・計画書 C票（P81）

ア 初動対応の決定

相談・通報・届出を受けたときには、直ちに虐待の疑いがあるかどうか及び緊急対応が必要な場合であるかどうかを判断します。これらは相談等の受付者個人ではなく、受付記録をもとに市障がい福祉課で構成されるコアメンバー（P33「個別ケース会議の開催」参照）によって組織的に行うことが重要です。ここで、障がい者や養護者・家族等の状況に関する更なる事実確認の方法や関係機関への連絡・情報提供依頼などに関する今後の対応方針、職員の役割分担などを決定します。

コアメンバーについては、緊急の事態に速やかに対応ができるよう、事前に、責任者やメンバー、各々の具体的な役割を明確化しておく必要があります。

- 時間外の対応の体制整備
 - ・ 障がい者虐待に関する通報等は平日の日中のみに寄せられるとは限らないため、休日・夜間でも迅速かつ適切に対応できる体制（時間外窓口、職員連絡網等）を整備しています。

イ 初動対応のための緊急性の判断について

受付記録の作成後（場合によっては形式的な受付記録の作成に先立ち）、直ちに相談等の受付者が障がい福祉課長（又はそれに準ずる者）等に相談し、判断を行います。

※ 相談等の受付者が委託を受けた市障がい者虐待防止センター職員である場合には、市障がい者虐待防止センターにおいて通報内容の詳細を確認するとともに、障がい福祉課に速やかに連絡することが必要です。

① 緊急性の判断の際に留意すべき事項

緊急性の判断に当たっては、以下の点をよく検討すべきです。ここでは養護者への支援の視点も意識しつつ、障がい者の安全確保が最優先であることに留意してください。

- ・ 過去の通報や支援内容などに関する情報の確認
- ・ 虐待の状況や障がい者の生命や身体への危険性（下の「緊急性が高いと判断できる状況」を参考）

② 緊急性の判断後の対応

○ 緊急性があると判断したとき

- ・ 障がい者の生命や身体に重大な危険が生じるおそれがあると判断した場合、早急に介入する必要があることから、措置を含めた保護方法を速やかに検討します。

※ P42「積極的な介入の必要性が高い場合の対応」を参照のこと。

○ 緊急性はないと判断したとき

- ・ 緊急性がないと判断できる場合には、その後の調査方針と担当者を決定します。その際、調査項目と情報収集する対象機関を明らかにして職員間で分担します。
- ・ 情報が不足するなどから緊急性がないと確認できない場合には、障がい者の安全が確認できるまで、さらに調査を進めます。

○ 共通

- ・ 決定した内容は会議録に記録し、速やかに責任者の確認を受け保存します。

(3) 事実確認、訪問調査

窓口・実施機関	実施内容及びポイント	様式
<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい福祉課 ・ 委託相談支援事業所 ・ 保健福祉事務所 	<p>実施内容</p> <p>訪問等による安全・事実確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 訪問調査 ・ 関係機関からの情報収集 <p>ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本情報の確認 ・ 複数の職員による訪問 ・ 医療職の立ち会い ・ 障がい者、養護者等への十分な説明 	<p>事実確認票－チェックシート D票 (P82)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい福祉課 ・ 保健福祉事務所 	<p>実施内容</p> <p>(必要に応じて)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 立入調査 ・ 積極的な介入 <p>ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 養護者との分離 ・ 医療機関への一時入院 ・ 施設等への一時保護 	<p>障がい者虐待事案に係る援助依頼書 (参照 P85)</p>

ア 事実確認の必要性

市は、障がい者虐待に関する相談・通報・届出がなされた場合、速やかにその内容に関する事実の確認を行う必要があります(第9条)。

事実確認に当たっては、虐待を受けている障がい者の安全の確認や、現在得られている虐待に関する情報のみでなく、障がい者や養護者等の家族状況を全体的に把握することで将来起こりうる状況も予見しやすくなり、支援方針にも大きく関わります。

訪問などによる事実確認の他、市の他部局、相談支援専門員や障害福祉サービス事業所、民生児童委員など当該障がい者と関わりのある機関や関係者から情報収集し、障がい者の状況をできるだけ客観的に確認するようにします。

イ 事実確認で把握・確認すべき事項

把握・確認すべき項目の例は以下（及びウ）のとおりです。

重要な情報については、できるだけ複数の関係者から情報を得るようにします。

また、P24「相談、通報及び届出の受付時の対応」と同様に、あいまいに聞き取るのではなく、直接に見聞きしたのか、伝聞なのか、誰が何と言ったのかなどを確認します。また、虐待の場所、日時、どのような虐待を何回したのかなど、具体的な内容を確認します。

① 虐待の状況

- ・ 虐待の種類や程度
- ・ 虐待の具体的な状況
- ・ 虐待の経過

② 障がい者の状況

- ・ 安全確認・・・関係機関や関係者の協力を得ながら、面会その他の方法で確認する。特に、緊急保護の要否を判断する上で障がい者の心身の状況を直接観察することが有効であるため、基本的には面接によって確認を行う。
- ・ 身体状況・・・傷害部位及びその状況を具体的に記録する。慢性疾患等の有無や通院医療機関、障害福祉サービス等の利用等、関係機関との連携も図る。
- ・ 精神状態・・・虐待による精神的な影響が表情や行動に表れている可能性があるため、障がい者の様子を記録する。
- ・ 生活環境・・・障がい者が生活している居室等の生活環境を記録する。

③ 障がい者と家族の状況

- ・ 人間関係・・・障がい者と養護者・家族等の人間関係を把握（関わり方等）
- ・ 養護者や同居人に関する情報（年齢、職業、性格、行動パターン、生活歴、転居歴、虐待との関わりなど）

④ 障害福祉サービス等の利用状況

- ※ なお、障がい者が重傷を負った場合や障がい者又はその親族が、虐待行為を行っていた養護者等を刑事事件として取扱うことを望んでいる場合などには、所管の警察との情報交換が必要となる場合も考えられます。

ウ 関係機関からの情報収集

通報等がなされた障がい者や養護者・家族の状況を確認するため、市の他部局をはじめ民生児童委員や医療機関、障害福祉サービスを利用している場合には担当相談支援専門員やサービス事業者などから、できるだけ多面的な情報を収集します。

なお、情報収集とともに協力を依頼する場合など、通報内容に関する情報提供

が必要なことがあります。その情報の取り扱いについては慎重にするよう注意を喚起します。

関係機関から収集する情報の種類等の例

- ・ 家族全員の住民票（同居家族構成の把握）
- ・ 戸籍謄本（家族の法的関係や転居歴等）
- ・ 生活保護受給の有無（受給していれば、福祉事務所を通じて詳しい生活歴を把握。また、援助の際に福祉事務所と連携を図る。）
- ・ 障害福祉サービス等を利用している場合は、担当相談支援専門員や利用している障害福祉サービス事業所などからの情報
- ・ 医療機関からの情報
- ・ 警察からの情報
- ・ 民生委員児童委員からの情報

エ 訪問調査

虐待の事実を確認するためには、原則として障がい者の自宅を訪問して障がい者の安全確認や心身の状況、養護者や家族等の状況を把握することが必要です。

（訪問調査を行う際の留意事項）

① 信頼関係の構築を念頭に

障がい者本人や養護者と信頼関係の構築を図ることは、その後の支援にも大きく関わってくる重要な要素です。そのため、訪問調査は虐待を受けている障がい者ととともに養護者・家族等を支援するために行うものであることを障がい者と養護者・家族等に十分に説明し、理解を得るように努力することが必要です。

② 複数の職員による訪問

訪問調査を行う場合には、客観性を高めるため、原則として2人以上の職員で訪問するようにします。また、障がい者虐待では障がい者本人と養護者等双方への支援が必要ですので、別々に対応し支援者との信頼関係を構築するよう努める必要があります。

③ 医療職の立ち会い

通報等の内容から障がい者本人への医療の必要性が疑われる場合には、訪問したときに的確に判断でき迅速な対応がとれるよう、医療職が訪問調査に立ち会うことが望まれます。

④ 障がい者、養護者等への十分な説明

訪問調査にあたっては、障がい者及び養護者に対して次の事項を説明し理解を得ることが必要です。なお、虐待を行っている養護者等に対しては、訪問調査やその後の援助は養護者や家族等を支援するものでもあることを十分に説明し、理解を得ることが重要です。

- ・ 職務について・・・担当職員の職務と守秘義務に関する説明
- ・ 調査事項について・・・調査する内容と必要性に関する説明
- ・ 障がい者の権利について・障がい者の尊厳の保持は基本的人権であり、障害者基本法や障害者総合支援法、障害者虐待防止法などで保障されていること、それを擁護するために市がとり得る措置に関する説明

⑤ 障がい者や養護者の権利、プライバシーへの配慮

調査にあたっては、障がい者や養護者の権利やプライバシーを侵すことがないように十分な配慮が必要です。

- ・ 身体状況の確認時・・・性的虐待や衣服を脱いで確認する場合は同性職員が対応する。
- ・ 養護者への聞き取り・・・第三者のいる場所では行わない
- ・ 訪問調査→措置入所時・・・養護者不在時に訪問調査や障がい者の保護を行った場合は、訪問調査や保護の事実と法的根拠、趣旨、連絡先等を明記した文書をわかりやすい場所に置いておく。置く場所は第三者の目に触れないところ。

⑥ 柔軟な調査技法の実施

養護者自身が援助を求めている場合には、介護等に関する相談支援として養護者の主訴に沿った受容的な態度で調査を実施することも考えられます。一方で、虐待が重篤で再発の危険性が高く措置入所の必要性がある場合には、養護者の行っている行為が虐待にあたるとして毅然とした態度で臨むことも必要となります（受容的な態度で接する必要がある場合と毅然とした態度で接する必要がある場合の対応者を分けることも考えられます）。

調査に当たっては、障がい者や養護者の状況を判断しつつ、障がい者の安全確保を第一に置きながら、信頼関係の構築も念頭に置いて柔軟に対応する必要があります。

⑦ 調査の継続性の確保

調査を実施して障害者の安全や事実確認を行った後も、障がい者や養護者を取り巻く環境は常に変化しています。担当者は、定期的に訪問して状況を確認し、継続的にアセスメントを実施します。

事実確認と情報収集のポイント

① 原則として自宅を訪問する

- ・ 一方的に虐待者を悪と決めつけず、先入観を持たないで対応する。
 - ・ 本人と虐待者は別々に対応する。(できれば、本人と虐待者の担当者は分け、チームで対応する。他に全体をマネジメントする人も必要。)
 - ・ 事案によっては、健康相談など別の理由による訪問とすることを検討する。
 - ・ 虐待者に虐待を疑っていることがわからないよう対応する。
- ※ 虐待通報を受けての通報であることを明示する方が良い場合もあります。
- ・ プライバシー保護について説明する。

② 収集した情報に基づいて確認を行う

- ・ 介護者の介護負担をねぎらい、問題を一緒に解決することを伝えながら情報収集に努める。
- ・ 関係者から広く情報を収集する。(家の状況、居室内の状況、本人の様子など)

③ 解決すべきことは何かを本人や虐待者の状況から判断する

- ・ 緊急分離か見守りか。
- ・ 一時分離かサービス提供、家族支援か。
- ・ 介護負担軽減を図るプランを提案する。
- ・ 病院か施設か。
- ・ 自分の価値観で判断せず、組織的に判断する。

※「障害者虐待防止マニュアル」(NPO法人PandA-J)を参考に作成

オ 介入拒否がある場合の対応

調査や支援に対して拒否的な態度をとる養護者等へのアプローチは、虐待に関する初期援助の中で最も難しい課題の1つであり、障がい者の安全確認ができない場合は、立入調査の実施も視野に入れながら、様々な関係者との連携協力のもとで対処する必要があります。

養護者等にとって抵抗感の少ない方法を検討し、その方法では困難な場合に立入調査を検討する流れとなりますが、緊急な介入が必要となる障がい者の生命や身体に関する危険性が認められる場合には、養護者等の拒否的な態度に関わらず立入調査を含めて積極的な介入が必要です。

(7) 関わりのある機関からのアプローチ

当該障がい者が障害福祉サービス等を利用している場合には、相談支援専門員や障害福祉サービス事業所職員などから養護者に対して介護負担を軽減するためにショートステイ等の障害福祉サービスを利用できるなどの情報を伝え、

養護者の介護負担に対する理解を示すことで、事実確認調査や援助に対する抵抗感を減らすことができると考えられます。

(イ) 医療機関への一時入院

障がい者に外傷や疾病があったり体力の低下などが疑われる場合には、医師や医療機関に協力を仰いで検査入院等の措置を取り、その後の対応を検討することが必要なときもあります。また、障がい者と養護者を一時的に分離させることにより、養護者等への支援が効果的に行える場合もあります。

(ウ) 親族、知人、地域の関係者からのアプローチ

養護者と面識のある親族や知人、地域関係者などがいる場合は、それらの人達に障がい者や養護者等の状況確認等協力を求め、対処する方法も考えられます。

(4) 援助方針の決定と実施

窓口・実施機関	実施内容及びポイント	様式
援助方針の決定 ・障がい福祉課 ・委託相談支援事業所 ・保健福祉事務所 ・ケース対応メンバー	実施内容 個別支援会議 ・援助方針の決定・支援計画書の作成 ポイント ・援助方針、援助内容 ・各機関の役割、連絡体制等 ・支援の必要度の判断 ・個人情報取り扱い	個別ケース会議 (評価) 記録票 E票 (P83) 個別ケース会議 計画票 F票 (P84)
介入・支援 ・障がい福祉課 ・委託相談支援事業所 ・保健福祉事務所 ・ケース対応メンバー	実施内容 介入・支援 ・障がい者本人への支援 ・養護者(家族等)への支援 ポイント ・適切な障害福祉サービスの導入 ・成年後見制度、福祉サービス利用援助事業の利用 ・ショートステイ居室の確保	
・障がい福祉課 ・保健福祉事務所	実施内容 (必要に応じて)	障がい者虐待事案に係る援助依

	<ul style="list-style-type: none"> ・立入調査・積極的な介入 <p>ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・養護者との分離 ・医療機関への一時入院 ・施設等への一時保護 	頼書（参照P85）
<p>モニタリング</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい福祉課 ・委託相談支援事業所 ・保健福祉事務所 ・ケース対応メンバー 	<p>実施内容</p> 個別ケース会議（モニタリング） <ul style="list-style-type: none"> ・実施した支援の評価 ・虐待対応支援計画の見直し <p>ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との連携による対応 ・障がい者や養護者等の状況の変化に伴う再アセスメントと対応方針の修正 	個別ケース会議（評価）記録票E票（P83）

訪問調査等による事実確認によって障がい者本人や養護者の状況を確認した後、市障がい者虐待対応協力者と対応について協議することが規定されています（第9条）。

個別ケース会議において事案に対する協議を行い、援助方針や支援者の役割について決定します。なお、援助方針を検討する際には、虐待の状況に応じて多面的に状況分析を行い、多方面からの支援がなされるよう検討することが必要です。

また、障がい者本人がどのような支援や生活を望んでいるのか、本人の意思を確認、尊重しつつ、表出されていないニーズについてもアセスメントすることが重要です。

1) 個別ケース会議の開催による援助方針の決定

ア 個別ケース会議の開催

個別ケース会議は、個別の虐待事案に対する援助方針、援助内容、各機関の役割、主担当者、連絡体制等について協議を行う場であり、障がい者虐待への対応の中で中核をなすものです。

個々の個別ケース会議の参加メンバーは、コアメンバー、事案対応メンバー、専門家チームのうちから、事案に応じて構成されます。また、会議の開催については、通報等を受理して必要な情報等の確認を行った後、速やかに開催することが必要ですが、状況に応じて電話等を利用するなど柔軟な会議の持ち方も必要となることも考えられます。

個別ケース会議のメンバー構成

コアメンバー	障がい者虐待防止事務を担当する市職員及び市担当部局管理職…障がい福祉課
事案対応メンバー	虐待の事案に応じて、必要な支援が提供できる各機関等の実務担当者を招集（メンバーは事案によって代わる） …障がい福祉課、市関係各課（高齢介護課、子育て支援課、防災安全課、社会福祉課等）、委託相談支援事業所、障害福祉サービス事業者、医療機関、労働関係機関等。
専門家チーム	警察、弁護士、医療機関等

個別ケース会議の実施に当たっては、次の業務が必要となります。

- | | | |
|--|---|-------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ○事案対応メンバー、専門家チームへの参加要請 ○事案のアセスメント ○援助方針の協議 ○支援内容の協議 ○関係機関の役割の明確化 ○主担当者の決定 ○連絡体制の確認 ○会議録、支援計画の作成 ○会議録、支援計画の確認 | } | 参加メンバーによる協議 |
|--|---|-------------|

イ 支援の必要度の判断

対応方法を検討する際には、障がい者の生命や身体に危険性があるかどうか見極めることが最も優先されます。虐待の程度を把握し今後の進行を予測するなど、様々な視点からの検討が必要となりますので、個別ケース会議によるチームアセスメントを行い、支援の度合い（見守り・予防的支援、相談・調整・社会資源活用支援、保護・分離支援）の判断を行うことが必要です。P26「(2)イ 初動対応のための緊急性の判断について」を参照し、状況によっては緊急保護を行うことが必要となりますし、それ以外の場合は相談支援や養護者の支援などにより虐待の解消を図ります。虐待の事実がないと判断される場合にも、障がい者の安全が確認されるまで見守り的な支援をする必要があります。

これらの判断に当たっては、正確な情報収集に基づき「緊急性」と「重大性」を評価し、それらを根拠に組織として判断します。

なお、事実確認時に大きな危険性が認められなくても、その後に問題が深刻化するケースも考えられることも踏まえ、早期に、かつ適切に判断し対応すること

が望まれます。

2) 介入・支援

個別ケース会議の結果、虐待状況や要因、障がい者本人や養護者等の状況に関するアセスメントに基づき適切な支援メニューを選定します。

その際、関係機関や地域資源と連携して、包括的に障がい者支援を図ることが重要です。

ア 障がい者本人への支援

(ア) アセスメントに基づいた適切な支援の計画

個別ケース会議の結果、積極的な介入の必要性が高くないと判断された場合においても、虐待状況や要因、障がい者本人や養護者等の状況に関するアセスメントに基づき適切な支援メニューを選定します。

その際、関係機関や地域資源の連携により、包括的な障がい者支援を図ることが重要です。障害者虐待防止法では、国及び地方公共団体は、障がい者虐待を受けた障がい者が地域で自立した生活を営むことができるよう、居住の場所の確保、就業の支援その他の必要な施策を講ずるものとするものとされています（第41条）。

(イ) 適切な障害福祉サービス等の導入

障がい者が適切な障害福祉サービスを受けていない場合には、障がい者本人に対する支援及び養護者の介護負担の軽減の観点から、積極的にサービスの導入を図ります。

医療機関への受診が必要な場合には、専門医を紹介し、診断・治療につなげます。

経済的な困窮がある場合には、生活保護の担当者につなぎ、状況によっては職権による保護を検討します。就業が必要な場合には、就労関係機関と連携して対応します。

(ウ) 被虐待者へのケア

虐待を受けた障がい者には、虐待がなくなって以後も、その心に刻まれた傷のために様々な生きにくさを覚えている人が少なからず存在します。これは、虐待を受けた障がい者を養護者から分離する等による安全確保だけでは解決しない問題です。虐待によって傷ついた心を癒し、心身に与えた様々な影響をケアしていくことが大きな課題となります。

この支援は、例えば施設に入所した場合は、施設において作成される個別支援計画の中に特別なケアを位置付けて実施する場合も考えられます。また、在宅の場合は、相談支援事業の活用も考えられます。

ケアの実施にあたっては、こうした事業者に対して、虐待に対応した市町村からの助言が必要となる場合があることも見込まれ、適切な支援が求められます。

人との関わりの中で傷ついた心は、人との関わりを通じて回復していきます。虐待を受けた心の傷は、回復に多くの時間とエネルギーが必要となります。虐待の影響による恐怖の払拭や安心できる人間関係の構築のために、地道な支援を続けていくことが大切です。

(エ) 日常的な支援

(7) 安全で安心できる場の提供

養護者による虐待を受けた障がい者をケアするためには、被虐待者が安心して暮らせる場を得られるように支援していくことが重要です。

(4) 自己や他者への信頼感を回復する

被虐待者は、繰り返しの体罰や暴言等により「自分が悪いことをしたから叩かれる」、虐待を受けたことによる影響から自分に自信が持てなくなっている場合があります。ほかにも対人関係のトラブル等を起こしたり失敗することが多くなる等の悪循環に陥ることがあります。

自分自身を肯定したり、他者を信頼できる関係を取り戻すためには、本人の持つプラス面を探し、本人が自覚できるよう働きかけることが大切です。小さな変化を見逃さず、肯定的な言葉かけ、働きかけをしていくことが、自尊感情の回復を手助けしていくこととなります。虐待を受けた障がい者の「心の揺れ」に丁寧に寄り添う支援が求められます。このような援助関係が自己や他者への信頼を高めていく基盤となります。

(オ) 住民基本台帳の閲覧等の不正利用の防止

虐待を受けた障がい者が、虐待した養護者から身を守るために転居した場合、養護者やその知人が住民基本台帳の閲覧等の制度を不正に利用して被害者の住所を探し、再び虐待に及ぶ危険が考えられる場合があります。

その場合、各市町村長が事務を行う住民基本台帳の閲覧等について、「住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写しの交付によるドメスティック・バイオレンス及びストーーカー行為等の被害者の保護のための措置」により、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者（高齢

者虐待、障がい者虐待の被害者も該当)についても、申出に基づき、加害者からの被害者に係る住民基本台帳の閲覧等の請求は、各条項における要件を満たさない又は「不当な目的」(住民基本台帳法第12条第6項)があるものとして閲覧等が拒否されます。また、第三者からの請求については、加害者のなりすましや加害者からの依頼による閲覧等を防止するため、本人確認や請求事由の審査がより厳格に行われます。

虐待被害者の保護を図る観点から、これらの措置をとることが考えられます。

(カ) 年金搾取等の事実確認のための年金個人情報確認

養護者等が障がい者の年金を管理し、経済的虐待に及んでいることが考えられる場合、年金の引き出し履歴を確認して虐待の事実を把握したり、振り込み口座を変更し、障がい者の年金を保護する等の対応が必要な場合が考えられます。

年金に関する個人情報は、プライバシー性が非常に高いことから、その目的外利用・提供は、政府管掌年金事業に関連する事務や明らかに本人の利益となる場合等に限られていますが、政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成26年法律第64号)により、年金搾取や介護放棄等の虐待を受けているおそれのある事案について自治体が行う事実確認の把握等、厚生労働省令で定める事務のために、年金個人情報を提供できることになりました(平成26年10月1日施行)。

イ 養護者(家族等)への支援

(ア) 養護者(家族等)支援の意義

障害者虐待防止法では、養護者の負担軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講じることが規定されています(第14条第1項)。

障がい者虐待事案への対応は、虐待している養護者も何らかの支援が必要な状態にあると考えて対応することが必要です。

障がい者に重度の障がいがあったり、養護者に障がいに関する介護の知識がないために介護疲れによって虐待が起きる場合や、家族間の人間関係の強弱、養護者自身が支援を要する障がいの状態にあるなど、障がい者虐待は様々な要因が絡み合っていると考えられます。そのため、これらの要因をひとつひとつ分析し、養護者に対して適切な支援を行うことで、障がい者に対する虐待も予防することができると考えられます。

虐待を行っている養護者を含む家族全体を支援する観点が重要です。

① 養護者との間に信頼関係を確立する

支援者は、養護者を含む家族全体を支援するという視点に立ち、養護者等との信頼関係を確立するように努める必要があります。そのためには、できれば障がい者の保護等を行う職員と養護者への支援を行う職員を分けることも検討します。

② 家族関係の回復・生活の安定

支援の最終的な目標は、家族関係の回復や生活の安定にあります。援助開始後も定期的なモニタリングを行いながら継続的に関わって障がい者や養護者・家族の状況を再評価し、最終目標につなげることが必要です。

③ 養護者の介護負担・介護ストレスの軽減を図る、ねぎらう

介護負担が虐待の要因と考えられる場合に資源の利用、家族会等への参加、カウンセリングの利用を勧め、養護者等の介護負担やストレスの軽減を図るようにします。

特に、養護者の負担感が大きい場合には、短期入所や通所サービスなど、養護者が障がい者と距離をとることができ、休息する時間が持てるサービスを積極的に利用するよう勧めます。

障害福祉サービスを見直すことで、時間をかけて養護者を巻き込みながら状況の改善を図ることが効果的な場合もあります。

障がい者に重度の障がいがあり介護負担が大きい場合などは、正確な知識や介護技術に関する情報の提供を行います。

また、介護をしている養護者に対する周囲の人々の何気ない一言が養護者を精神的に追いつめてしまうこともあります。支援者を含め家族や親族が養護者の日々の介護に対するねぎらいの言葉をかけたり支援することが、養護者の精神的な支援にもつながります。

④ 養護者への専門的な支援

養護者や家族に障がい等があり、養護者自身が支援を必要としているにもかかわらず十分な支援や治療を受けられていなかったり、経済的な問題を抱えていて債務整理が必要な場合などは、それぞれに適切な対応を図るため、専門機関からの支援を導入します。

イ 養護者支援のためのショートステイ居室の確保

① 法的根拠

障害者虐待防止法では、市は、養護者の心身の状態から緊急の必要があると認める場合に障がい者を短期間施設に入所させ、養護者の負担軽減を図るため、

必要となる居室を確保するための措置を講ずるものとされています（第14条第2項）。

障がい者虐待に至っていない状態であっても、放置しておけば障がい者虐待につながり得る場合、あるいは緊急に養護者の負担軽減を図る必要がある場合などについては、養護者の負担を軽減する観点から、積極的に当該措置の利用を検討します。

② 継続的な関わり

障がい者が短期入所している間も、支援担当者は障がい者本人と養護者等と定期的に関わりを持ち、今後の生活に対する希望などを把握しながらケース会議を通じて支援のための計画を作成するなどして、適切な相談、助言等の支援を行うことが必要です。

3) 立入調査

ア 立入調査の法的根拠

障がい者虐待により障がい者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められるときは、市長は、担当部局の職員に、虐待を受けている障がい者の住所や居所に立ち入り、必要な調査や質問をさせることができます（第11条第1項）。立入調査は第32条に規定する市障がい者虐待防止センターの業務には含まれませんので、障がい福祉課職員が行います。

市長は、立入調査の際には障がい者の生命又は身体の安全確保に万全を期する観点から、必要に応じて適切に、所轄の警察署に援助を依頼し、状況説明や、立入調査について事前協議を行います。（第12条）。

なお、正当な理由がなく立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは障がい者に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、30万円以下の罰金に処せられるとされています（第46条）。

イ 立入調査の要否の判断

当事者から情報が得られない場合であっても、関係者へのアプローチなどで必要な情報が取れると判断したときは、その方法を優先します。しかし、それらの方法でコンタクトする手立てがなく、かつ障がい者の安否が気遣われるようなときには、立入調査権の発動を検討する必要があります。その際、タイミングや状況、関係者の協力などを総合的に勘案して決定することが必要です。

立入調査が必要と認められる状況は、緊急性や重大性があるとともに、養護者の協力が得られない場合です。その例は、次のとおりです。

立入調査が必要と判断される状況の例

- 障がい者の姿が長期にわたって確認できず、また養護者が訪問に応じないなど、接近する手がかりを得ることが困難と判断されたとき。
- 障がい者が居所内において物理的、強制的に拘束されていると判断されるような事態であるとき。
- 何らかの団体や組織、あるいは個人が、障がい者の福祉に反するような状況下で障がい者を生活させたり、管理していると判断される時。
- 過去に虐待歴や援助の経過があるなど、虐待の蓋然性が高いにもかかわらず、養護者が訪問者に障がい者を会わせないなど非協力的な態度に終始しているとき。
- 障がい者の不自然な姿、けが、栄養不良、うめき声、泣き声などが目撃されたり、確認されているにもかかわらず、養護者が他者の関わりに拒否的で接触そのものできないとき。
- 入院や医療的な措置が必要な障がい者を養護者が無理やり連れ帰り、屋内に引きこもっているようなとき。
- 入所施設などから無理やり引き取られ、養護者による加害や障がい者の安全が懸念されるようなとき。
- 養護者の言動や精神状態が不安定で、一緒にいる障がい者の安否が懸念されるような事態にあるとき。
- 家族全体が閉鎖的、孤立的な生活状況にあり、障がい者の生活実態の把握が必要と判断されるようなとき。
- その他、虐待の蓋然性が高いと判断されたり、障がい者の権利や福祉上問題があると推定されるにもかかわらず、養護者が拒否的で実態の把握や障がい者の保護が困難であるとき。

ウ 立入調査の実施体制

- ① 立入調査の執行にあたる職員
 - ・予測される事態に備え、複数の職員を選任します。
 - ・担当職員を基本に、入院等の必要性を的確に判断することのできる医療職の同行も有効です。
 - ・市職員が行います。障がい者虐待防止センターの職員だけでは実施できません。

- ② 警察との連携

障害者虐待防止法では、警察署長への援助要請等についての規定が設けられており、障がい者の生命又は身体の安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に、援助を求めなければならないとされています（第12条第2項）。

立入調査を行う際に、養護者から物理的な抵抗を受けるおそれがあるなど

市職員だけでは職務執行が困難で、警察の援助が必要である場合には、所轄の警察署長あてに状況の説明や立入調査に関する事前協議を行います。

③ その他の関係者との連携

養護者に精神的な疾患が疑われる場合は、保健福祉事務所等と連携します。事前の情報によっては入院を要する事態も想定し、精神保健指定医による診察や入院先の確保などの手配をあらかじめ行っておく必要があります。

養護者や家族と関わりのある親族等に同行や立会いを求めることも有効な場合があります。ただし、いずれの場合でも事前に周到な打ち合わせを行い、種々の事態を想定した柔軟な役割分担を決めておくことが必要となります。

エ 立入調査の実施方法の検討

① まずは、立入調査には、実施上の制約があることを踏まえた上で、立入調査の可否や方法、警察等関係機関への援助依頼のタイミングや内容等を判断する必要があります。

例えば、養護者等が立入調査を拒否し施錠してドアを開けない場合、鍵やドアを壊して立ち入ることを可能とする法律の規定がない以上、これを行うとは解されていません。

このように、立入調査の権限を発動しても無条件に居所に立ち入れるわけではなく、あらかじめ立入調査を執行するための準備（例えば出入りする時間帯をチェックする、ドアを確実に開けてもらうための手段や人物を介在させる、等）を綿密に行うことが必要です。

② 立入調査の執行について、養護者等に事前に知らせる必要はありません。

③ 立入調査ではタイミングがポイントであり、個々の事案の入念な検討、関係者の協議に基づく判断が必要になります。例えば、障がい者と養護者が共に在宅しているときと、養護者が外出しているときのいずれが良いかなどについて、慎重に検討を要します。

オ 立入調査の留意事項

① 保護の判断と実行

障がい者の身体的な外傷の有無や程度、健康状態、養護者等に対する態度、脅えの有無などを観察するとともに、できれば同行の医療職による診断的チェックを受けることが望ましいと考えられます。障がい者から話を聞ける場合には、養護者から離れた場所で聴取します。

障がい者の居室内の様子に注意を払い、不衛生・乱雑であるなどの特徴的な様相があれば、障がい者本人の同意を得た上で写真等に記録しておきます。

障がい者の心身の状態、養護者の態度、室内の様子等総合的に判断して、障がい者の生命や身体に関わる危険が大きいときには、緊急入院や身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法による措置を通じて、緊急に障がい者と養護者を分離しなければならないことを伝え、養護者の意思に反する場合であっても実行に踏み切ることが必要です。

② 緊急に障がい者と養護者を分離する必要がないと判断されたとき

緊急に障がい者と養護者とを分離する必要が認められないときは、関係者の不安が調査で解消されたということを率直に伝え、養護者の心情に配慮したフォローを十分に行うことが必要です。

なお、緊急の対応が不要になったとしても、障がい者及び養護者が支援を要すると判断される場合には、継続的に関わりを持つことが必要となります。各機関におけるサービスの説明や、何かあればいつでも相談に乗ることを伝え、支援につなげやすくします。

4) 積極的な介入の必要性が高い場合の対応

生命や身体に関わる危険性が高く、放置しておくとも重大な結果を招くことが予測されると判断された場合には、迅速かつ的確な対応が必要となります。

こうした場合、虐待を受けている障がい者の生命の安全を確保することが最重要ですので、場合によっては障がい者本人や養護者の意向に関わらず、速やかに市や関係機関に連絡するとともに、医療機関や、必要が認められるときには警察への通報も行います。

ア 障がい者の保護（養護者との分離）

障がい者の生命や身体に関わる危険性が高く、放置しておくとも重大な結果を招くおそれが予測される場合や、他の方法では虐待の軽減が期待できない場合などには、障がい者を保護するため、養護者等から分離する手段を検討する必要があります。

また、これによって、障がい者の安全を危惧することなく養護者に対する調査や指導・助言を行うことができたり、一時的に介護負担等から解放されることで養護者も落ち着くことができるなど、援助を開始する動機づけにつながる場合もあります。

① 迅速な対応

事案によっては可能な限り速やかに障がい者の保護・分離をすることが必要な場合もあり、そのような場合には直ちに対応することが必要です。また、休日や夜間に関わりなくできる限り速やかに対応することを原則とする必要があります。

② 保護・分離の要否の判断

障がい者の保護・分離の必要性については、相談、通報等への対応や事実確認調査の一連の流れの中で判断する必要があります。また、その判断は担当者個人ではなく、市町村としての決定であることが重要です。そのため、個別ケース会議等を通じ、関連機関・関係者との協議を行うなど、できる限り客観的で慎重な判断が求められます。

③ 保護・分離の手段

虐待を受けた障がい者を保護・分離する手段としては、契約による障害福祉サービスの利用（短期入所、施設入所等）、やむを得ない事由等による措置（施設入所、短期入所等）、医療機関への一時入院、市町村独自事業による一時保護などの方法が考えられます。

障がい者の心身の状況や地域の社会資源の実情に応じて、保護・分離する手段を検討します。

④ 既に施設に入所している者に対する養護者の虐待について

既に障がい者支援施設等に入所している障がい者に対して、養護者が面会の際に、年金等の財産の使い込みや通帳引き渡しの強要、自宅への引き取りの強要、暴言等の虐待を繰り返すような場合には、養護者による虐待を防ぐための対策を講じることが必要です。また、関係機関との連携の下、日常生活自立支援事業や成年後見制度の活用につなげるなどの対応を図る必要があります。

イ やむを得ない事由による措置

(7) やむを得ない事由による措置を行う場合

保護・分離の一手法として、身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法に基づく市長による「やむを得ない事由による措置」があります。

「やむを得ない事由による措置」とは、「やむを得ない事由」によって契約による障害福祉サービスを利用することが著しく困難な障がい者に対して、市町村長が職権により障害福祉サービスを利用させることができるというものです。

障害者虐待防止法では、通報等の内容や事実確認によって障がい者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる場合には、障がい者に対する養護者による障害者虐待の防止及び当該障がい者の保護が図られるよう、適切に身体障害者福祉法第18条第1項又は第2項（障害福祉サービス、障がい者支援施設等への入所等の措置）、知的障害者福祉法第15条の4又は第16条第1項第2号（障害福祉サービス、障がい者支援施設等への入所等の措置）の措置を講じることが規定されています。また当該障がい者が身体障がい者及び知的障がい者以外の障がい者である場合は、身

体がい者又は知的障がい者とみなして、上記の規定を適用することも定められています（第9条第2項）。

(イ) 虐待を受けた障がい者の措置のために必要な居室の確保

市は、養護者による虐待を受けた障がい者について、身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法の規定による措置を行うために必要な居室を確保するための措置を講ずるものとされています（第10条）。

(ウ) 面会の制限

障害者虐待防止法では、身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法に規定される「やむを得ない事由による措置」が採られた場合、市長や障害者支援施設等の長は、虐待の防止や障がい者の保護の観点から、養護者と障がい者の面会を制限することができるかとされています（第13条）。

① 面会要望に対する基本的な対応

虐待を行っていた養護者から障がい者への面会申し出があった場合には、担当職員は障がい者本人の意思を確認するとともに客観的に面会できる状態にあるかどうかを見極め、ケース会議等において市と協議して面会の可否に関する判断を行います。その際には、障がい者の安全を最優先することが必要です。

面会できる状態と判断された場合であっても、施設職員や市職員が同席するなど、状況に応じた対応が基本となります。

② 施設側の対応について

障害者虐待防止法では、障害者支援施設等の長も面会を制限することができるかとありますが、その際には事前に市と協議を行うことが望ましいと考えられます。

虐待を事由にして「やむを得ない措置」を採る場合には、市は障害者支援施設等に対して、養護者から直接面会の要望があった場合の対応について指示しておく必要があります。措置の継続中は、市と障害者支援施設等とは定期的に協議を行い、障がい者や養護者の状況と面会希望時の対応を確認しておく必要があります。

③ 契約入所や入院等の場合

虐待を受けた障がい者が、「やむを得ない事由による措置」ではなく、契約による施設入所や入院した場合については、障害者虐待防止法では面会の制限に関する規定は設けられていません。しかし、このような場合であっても、養護者と面会することによって障がい者の身の安全や権利が脅かされると判断される場合には、市と協議して養護者に対して障がい者が面会できる状況にないことを伝え、説得するなどの方法で面会を制限することが必要となります。

(イ) 措置後の対応

やむを得ない事由による措置によって障がい者を保護したことで、虐待事案に対する対応が終了するわけではありません。措置入所は、障がい者と養護者の生活を支援する過程における手段の一つと捉え、障がい者が安心して生活を送ることができるようになることを最終的な目標とすることが重要です。

施設等に保護された障がい者は、虐待を受けたことに対する恐怖心や不安を抱きながら慣れない環境で生活を送ることになりますので、障がい者に対する精神的な支援は非常に重要です。

また、保護された障がい者が特に介護の必要がなく自立している場合などには、障害者支援施設的环境になじめないことも予想され、その後の居所をどのように確保するかが新たな課題として出てきます。可能な限り障がい者本人の意思を尊重するとともに、経済状態や親族等の協力度合いを把握しながら、障がい者が安心して生活を送れる居所を確保するための支援が重要となります。

この他にも、年金の搾取など経済的虐待が行われていた場合には、口座を変更するなど関係機関との連携が必要になる場合もあります。

一方で、家庭に残された養護者や家族の中には、障がい者の年金で生活していたため収入がなくなり生活費や医療費に困窮する場合や、精神的な支えを失って日常生活に支障をきたす場合があります。

養護者に対しても、保護した障がい者と同様に精神的な面での支援が必要です。分離後も継続的に養護者に対する支援を行うことが必要です。また、経済的問題についての相談機関を紹介するなどが必要となる場合も考えられます。

(ロ) 措置の解除

措置によって施設に一時入所した障がい者の措置が解除される場合としては、以下のような例が考えられます。

① 自立した生活に移行する場合

保護によって障がい者が落ち着き、今後、養護者の元に戻るより独立した生活を営んだ方が良くと判断される場合です。退所するまでは地域移行支援、退所した後には地域定着支援の対象となる場合がありますので、これらの制度を活用しながら継続的に支援を行うことが必要です。

② 家庭へ戻る場合

関係機関からの支援によって養護者や家族の状況が改善し、障がい者が家庭で生活することが可能と判断される場合です。ただし、家庭に戻ってからの一定期間は、関係機関等による障がい者や養護者等への手厚いフォローが必要と考えられますので、継続的に支援を行うことが必要です。

③ 障害福祉サービスの申請や契約が可能になり、契約入所になる場合

保護によって障がい者が落ち着き、自ら障害福祉サービスの利用に関する契

約が可能になった場合や、後見人等が選任されたことによって障害福祉サービスの利用に関する契約が可能になった場合などです。

なお、やむを得ない事由による措置が継続している場合でも少人数集団での支援が望ましいなど、障がい者本人の状況に応じてグループホームへの移行を検討した方がよい場合があります。

5) モニタリング

ア 定期的なモニタリング

緊急的又は集中的な対応が一旦落ち着いた場合であっても、その後に再度状況が悪化するおそれもあります。このため、個別ケース会議の決定に基づき、状況に応じてモニタリングを行います。具体的には、市の担当職員や相談支援専門員等が定期的な訪問を継続し、また、訪問だけでなく、援助を行う関係機関からの聞き取りなどにより障がい者や養護者等の状況を把握します。こうして、障がい者と養護者等の状況を確認・再評価しながら相談に応じ、必要に応じて新たな支援を検討します。

モニタリングは、関係機関が相互に協力連携しながら複数の目によって行うことが重要です。

イ 再アセスメント・対応方針の修正

障がい者や養護者等の状況が変化し、当初の対応方針では十分な対応ができなくなった場合には、速やかに関係機関との個別ケース会議を開催して、再アセスメント、対応方針の修正を行い、関係機関による援助内容を変更していく必要があります。

6) 虐待対応の終結

虐待対応の終結とは、虐待行為が解消されたことにより障害者虐待防止法による対応を行わなくなることです。このときの判断基準としては、虐待行為そのものの解消だけでなく、虐待の発生要因が除去されることにより虐待行為が発生しないと判断されることが必要です。

虐待対応が終結した後も支援が必要な状態が継続することがありますが、虐待対応と通常の支援は区分して扱う必要があります。虐待対応が終結したと思われた時点で状況を整理して会議に諮り、組織的に虐待対応の終結を決定します。その後の生活の支援については、通常業務として市や相談支援事業所に引き継ぐとともに、虐待の再発があったときなどに速やかに把握できるよう、必要な関係機関に情報を提供します。

Ⅲ 障害者福祉施設従事者等による 障がい者虐待の防止と対応

1 定義・概略

障害者虐待防止法では、障害者福祉施設従事者等による虐待として、障害福祉サービス事業、相談支援事業、移動支援事業、地域活動支援センター、福祉ホーム等に従事する者による虐待が規定されています（第2条、第15～20条）。

障害者虐待防止法に規定されている「障害者福祉施設従事者等」とは、障害者総合支援法等に規定する「障害者福祉施設」又は「障害福祉サービス事業等」に係る業務に従事する者と定義されています（第2条第4項）。

「障害者福祉施設」又は「障害福祉サービス事業等」に該当する施設・事業については以下のとおりです。

法上の規定	事業名	具体的内容
障害者福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者支援施設 ・ のぞみの園 	
障害福祉サービス事業等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害福祉サービス事業 ・ 一般相談支援事業及び特定相談支援事業 ・ 移動支援事業 ・ 地域活動支援センターを営営する事業 ・ 福祉ホームを営営する事業 ・ 障害児相談支援事業 ・ 障害児通所支援事業 	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助

障害福祉施設従事者等による障がい者虐待とは、障害者福祉施設従事者等が行う次のいずれかに該当する行為とされています。（以下、下線を施した部分は、養護者による障がい者虐待と規定が異なる点です。）

①身体的虐待	障がい者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障がい者の身体を拘束すること。
②性的虐待	障がい者にわいせつな行為をすること又は障がい者をしてわいせつな行為をさせること。
③心理的虐待	障がい者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の障がい者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

④放棄・放置	障がい者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、 <u>他の利用者による</u> ①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置その他の障がい者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
⑤経済的虐待：	障がい者の財産を不当に処分することその他障がい者から不当に財産上の利益を得ること。

なお、高齢者関係施設等の利用者に対する虐待については、65歳未満の障がい者に対するものも含めて高齢者虐待防止法が適用され、児童福祉施設の入所者に対する虐待については、18歳以上の障がい者に対するものも含めて児童福祉法が適用されます。

2 障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待の防止

(1) 管理職・職員の研修、資質向上

障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待を防止するためには、何よりもまず障がい者の人権の尊重や障害者虐待の問題について、管理職、職員が自ら高い意識を持つことが必要です。また、職員各人が支援技術を高め、組織としてもノウハウを共有することが不可欠です。

このため、障害福祉サービス事業所等においては、定期的に障がい者虐待や支援技術向上に関する研修を実施するとともに、各種研修会に職員を参加させる等により職員の資質の向上に努めることが必要です。また、県や市においても、障害者福祉施設従事者等に対する研修を実施するなどの取組が期待されます。

虐待を防止するためには、実際に支援に当たる職員だけでなく管理者も含めた事業所全体での取組が重要です。管理者が率先して障がい者の人権の保持に向けて行動し、職員とともに、風通しが良く、働きがいのある職場となるよう環境を整えていくことが必要です。

(2) 個別支援の推進

数多くの障がい者が障害福祉サービスを利用しているため、個々の利用者への配慮よりも管理的な運営に傾きがちな状況があります。こうした運営は利用者にとっても職員にとってもストレスの原因となるものであり、特に入所型の事業において、身体拘束や心理的虐待と考えられる事態が発生する危険が潜んでいます。

利用している障がい者一人ひとりが、尊厳を保ちながら自分らしく生活できる環境をつくることを障害者福祉施設従事者等には求められています。

そのために、それぞれの事業所では個々の利用者への総合的な支援の方針や生活全般の質を向上させるための課題などを記載した個別支援計画を作成します。個別支援計画に基づいて事業所職員はサービスを提供し、サービス管理責任者は計画の実施状況を把握して、必要に応じて見直します。

利用者一人ひとりに対して、その個々のニーズに応じた個別的な支援を日々実践することが、虐待という重大な人権侵害事案を防止することにつながります。

(3) 開かれた施設運営の推進

障害者支援施設は、入所している障がい者の居住の場でもあるため、ともすると閉じられた場になりやすいという側面があります。このため、内部の習慣的な行動が外部から乖離していく危険性をはらんでいるとともに、虐待事案が発生した場合も発見されにくい土壌ともなり得ます。このため、地域に開かれた施設運営をしていくことが重要です。地域の住民やボランティア、実習生など多くの人々が施設に関わることによって、職員の意識にも影響を及ぼすと考えられます。

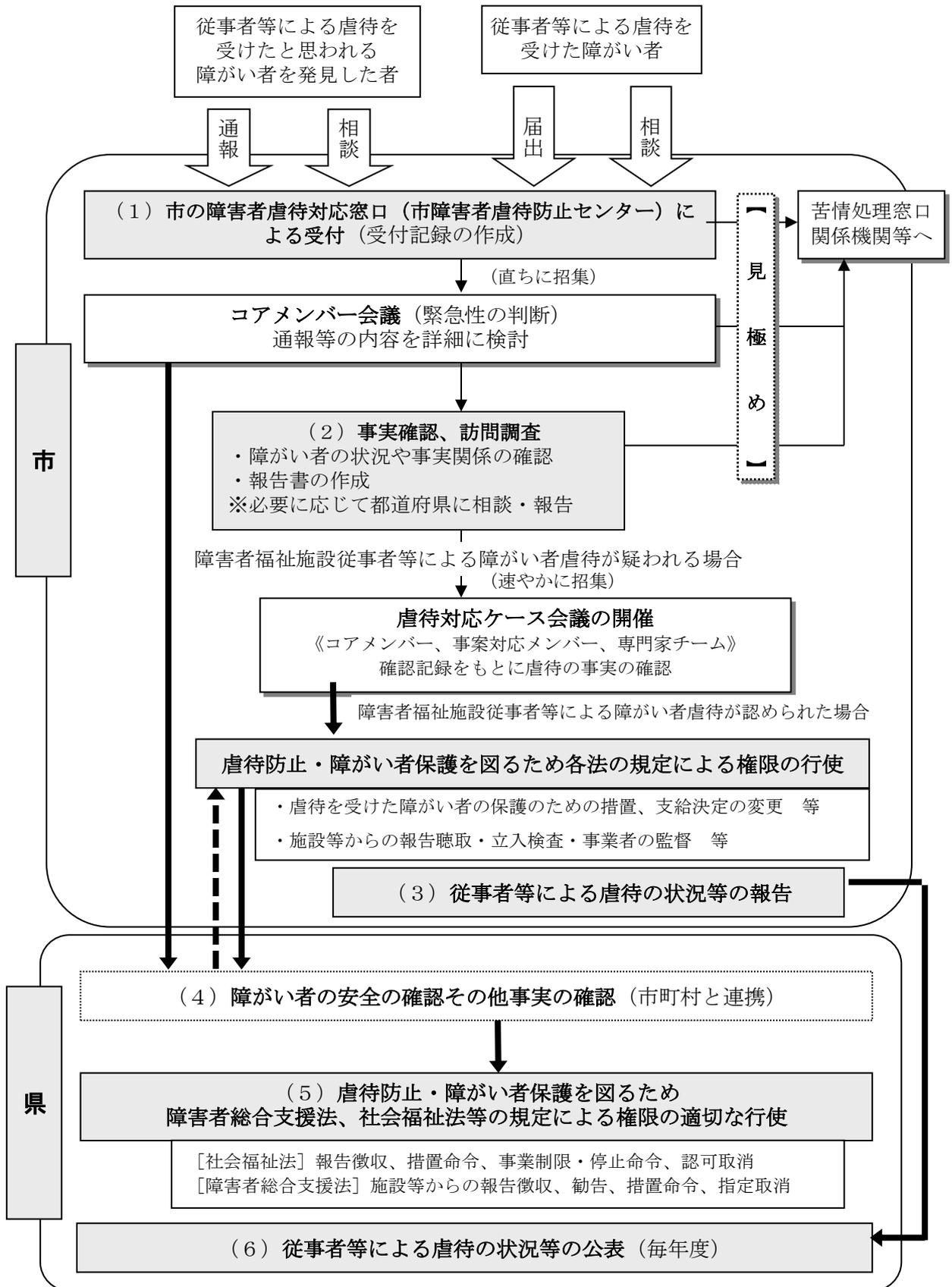
また、サービス評価（自己評価、第三者評価など）の導入も積極的に検討することが大切です。

(4) 実効性のある苦情処理体制の構築

障害者虐待防止法では、障害福祉サービス事業所等に対してサービスを利用している障がい者やその家族からの苦情を処理する体制を整備すること等により、虐待の防止等の措置を講ずることが規定されています（第15条）。

障害福祉サービス事業所等においては、苦情相談窓口を開設するなど苦情処理のために必要な措置を講ずべきことが運営基準等にも規定されています。サービスの質を向上させるため、利用者等に継続して相談窓口の周知を図るなど、苦情処理のための取組を効果的なものとしていくことも大切です。

3 障害者施設従事者等による障がい者虐待への対応



(1) 通報等の受付

窓口・実施機関	実施内容及びポイント	様式
障がい福祉課	実施内容 相談・通報・届出の受付 ・ 正確な事実の把握 ・ 受付記録の作成 ポイント ・ 迅速かつ正確な事実の把握 ・ 施設所在地と支給決定を行った市町村が異なる場合 ・ 通報等による不利益取り扱いの禁止	相談・通報・届出受付票 A票 (P79)

ア 通報等の対象

障害者虐待防止法では、障害者福祉施設従事者等による虐待を受けたと思われる障がい者を発見した者に対し、市への通報義務が規定されています(第16条第1項)。これは、発見者が障害者福祉施設従事者等の場合であっても同様です。

また、虐待を受けた障がい者は市に届け出ることができることとされています(第16条第2項)。

イ 施設等の所在地と支給決定を行った市町村が異なる場合

障がい者が入所している障害者支援施設の所在地と当該支給決定を行った市町村が異なる場合、どちらの市町村にも通報等が行われる可能性があります。いずれの場合であっても、通報者への聞き取りなどの初期対応は通報等を受けた市町村が行います。その上で、支給決定を行った市町村が異なる場合は、速やかに支給決定を行った市町村に引き継ぎます。

また、その後の対応等については、障害者福祉施設等の指定や法人の許認可を行った都道府県(政令市・中核市)と協力して行うこととなりますので、当該自治体にも速やかに連絡を入れる必要があります。

ウ 通報等の受付時の対応

障害者福祉施設従事者等による虐待に関する通報等の内容は、サービス内容に対する苦情であったり、また虚偽による通報や過失による事故であったりするこ

とも考えられます。したがって、通報等を受けた場合には、当該通報等について迅速かつ正確な事実確認を行うことが必要です。

そのため、通報等を受けた市職員は、まず通報者から発見した状況等について詳細に説明を受け、それが障害者施設従事者等による障がい者虐待に該当するかどうか判断できる材料となるように情報を整理しておきます。

通報等の内容が、サービス内容に対する苦情等で他の相談窓口（例えば市や当該事業所の苦情処理窓口等）での対応が適切と判断できる場合には適切な相談窓口につなぎ、受付記録を作成して対応を終了します。

※ このほか、受付時の対応については、基本的には養護者による虐待への対応の場合と同様です。P24「相談、通報及び届出の受付時の対応」を参照してください。

※ なお、障害者福祉施設従事者が通報者である場合には、通報者に関する情報の取扱いには特に注意が必要であり、事実の確認に当たってはそれが虚偽又は過失によるものでないか留意しつつ、施設・事業者には通報者は明かさずに調査を行うなど、通報者の立場の保護に特に配慮することが必要です。

エ 通報等による不利益取扱いの禁止

障害者虐待防止法では、

- ① 刑法の秘密漏示罪その他の守秘義務に関する法律の規定は、障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待の通報を妨げるものと解釈してはならないこと（この旨は、養護者による障がい者虐待についても同様。）（第16条第3項）
- ② 障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待の通報等を行った従業者等は、通報等をしたことを理由に、解雇その他不利益な取扱いを受けないこと（第16条第4項）。

が規定されています。こうした規定は、障害者福祉施設等における障がい者虐待の事案を施設等の中で抱えてしまうことなく、早期発見・早期対応を図るために設けられたものです。

ただし、これらの規定が適用される「通報」については、虚偽であるもの及び過失によるものを除くこととされています。

障がい者虐待の事実もないのに故意に虚偽の事実を通報した場合には、そもそも第16条第1項に規定する「障がい者虐待を受けたと思われる障がい者」について通報したことにはなりません。したがって、通報が「虚偽であるもの」については、「障がい者虐待を受けたと思われる障がい者」に関する通報による不利益取扱いの禁止等を規定する第16条第4項が適用されないこととなります。

また、「過失によるもの」とは「一般人であれば虐待があったと考えることには合理性がない場合の通報」と解されます。したがって、虐待があったと考える

ことに合理性が認められる場合でなければ、不利益取扱いの禁止等の適用対象とはなりません。

なお、平成 18 年 4 月から公益通報者保護法が施行されており、労働者が、事業所内部で法令違反行為が生じ、又は生じようとしている旨を①事業所内部、②行政機関、③事業者外部に対して所定の要件を満たして（例えば行政機関への通報を行おうとする場合には、①不正の目的で行われた通報でないこと、②通報内容が真実であると信じる相当の理由があること、の 2 つの要件を満たすことが必要です。）公益通報を行った場合、通報者に対する保護が規定されています。

■公益通報者に対する保護規定

- ① 解雇の無効
- ② その他不利益な取扱い（降格、減給、訓告、自宅待機命令、給与上の差別、退職の強要、専ら雑務に従事させること、退職金の減給・没収等）の禁止

障害者福祉施設の管理者や従事者等に対して、このような通報等を理由とする不利益な取扱いの禁止措置や保護規定の存在を周知し、啓発に努めることが必要です。

(2) コアメンバーによる対応方針の協議

窓口・実施機関	実施内容及びポイント	様式
障がい福祉課	実施内容 障がい者本人・養護者の情報収集 ポイント 会議前にできる範囲での情報収集を行う	
障がい福祉課	実施内容 初動対応会議 ・ 緊急性の予測と判断 ・ 初動対応の方針決定 ポイント ・ 事実確認方法や役割分担 ・ 関係機関への連絡・情報提供依頼等 ・ 職員の役割分担	緊急的な保護決定に向けたチェックシートB票（P80） コアメンバー会議（受理）記録・計画書 C票（P81）

P25「(2) コアメンバーによる対応方針の協議」を参照してください。緊急性の判断は重要ですので、御留意ください。

(3) 市による事実の確認

窓口・実施機関	実施内容及びポイント	様式
・ 障がい福祉課 ・ 委託相談支援事業所 ・ 保健福祉事務所	実施内容 訪問等による安全・事実確認 ・ 障がい者本人への調査 ・ 障害福祉サービス事業所等への調査 調査報告の作成 ポイント ・ 複数の職員による訪問 ・ 医療職の立ち会い ・ 障害福祉サービス事業所等への十分な説明等 ・ 障がい者や障害者福祉施設従事者等の権利、プライバシーへの配慮	事実確認票ーチェックシート D票（P82）

通報等を受けた市は、通報等内容の事実確認や障がい者の安全確認を行います。この際、事実確認の調査は、通報等がなされた障害者福祉施設従事者等の勤務する障害福祉サービス事業所等、虐待を受けたと思われる障がい者に対して実施します。前述のように、通報等の内容は様々です。通報が明らかな虚偽である場合はともかく、虚偽の通報であるのかどうかについては、ていねいに事実確認を行い、事案の実態や背景を慎重に見極める必要があります。

こうした事実確認等は、市が行うべきものですが、この段階では障害者総合支援法に規定する市町村長による調査権限（障害者総合支援法第10条、第48条第1項、第3項、第4項、第49条第7項）に基づくものではなく、障害福祉サービス事業所等の任意の協力の下に行われるものです。

なお、障害福祉サービス事業所等において、第三者性を担保したオンブズマン制度や虐待防止委員会などの組織が整備されている場合には、市による事実確認調査とあわせ、これら第三者性を担保した組織が事実確認を行うことにより、当該施設の運営改善に向けた取組が機能しやすくなると考えられます。

ア 調査項目

(7) 障がい者本人への調査項目例

- ① 虐待の状況
 - ・ 虐待の種類や程度
 - ・ 虐待の具体的な内容
 - ・ 虐待の経過
- ② 障がい者の状況
 - ・ 安全確認・・・関わりのある障害者福祉施設従事者等（虐待を行ったと疑われる職員は除く）の協力を得ながら、面会その他の方法で確認する。特に、緊急保護の要否を判断する上で障がい者の心身の状況を直接観察することが有効であるため、基本的には面接によって確認を行う。
 - ・ 身体状況・・・傷害部位及びその状況を具体的に記録する。
 - ・ 精神状態・・・虐待による精神的な影響が表情や行動に表れている可能性があるため、障がい者の様子を記録する。
 - ・ 生活環境・・・障がい者が生活している居室等の生活環境を記録する。
- ③ 障害福祉サービス等の利用状況
- ④ 障がい者の生活状況 等

(イ) 障害福祉サービス事業所等への調査項目例

- ① 当該障がい者に対するサービス提供状況
- ② 虐待を行った疑いのある職員の勤務状況等
- ③ 通報等の内容に係る事実確認、状況の説明
- ④ 職員の勤務体制
- ⑤ その他必要事項 等

イ 調査を行う際の留意事項

- ① 複数職員による訪問調査
訪問調査を行う場合には、客観性を高めるため、原則として2人以上の職員で訪問するようにします。
 - ② 医療職の立ち会い
通報等の内容から障がい者本人への医療の必要性が疑われる場合には、訪問したときに的確に判断し迅速な対応がとれるよう、医療職が訪問調査に立ち会うことが望まれます。
 - ③ 障がい者、障害福祉サービス事業所等への十分な説明
調査にあたっては、障がい者及び障害福祉サービス事業所等に対して次の事項を説明し理解を得ることが必要です。
 - ・ 訪問の目的について
 - ・ 職務について・・・担当職員の職務と守秘義務に関する説明
 - ・ 調査事項について・・・調査する内容と必要性に関する説明
 - ・ 障がい者の権利について・・・障がい者の尊厳の保持は基本的人権であり、障害者基本法や障害者総合支援法、障害者虐待防止法などで保障されていること、それを擁護するために市町村が取り得る措置に関する説明
 - ④ 障がい者や障害者福祉施設従事者等の権利、プライバシーへの配慮
調査にあたっては、障がい者や障害者福祉施設従事者等の権利やプライバシーを侵すことがないように十分な配慮が必要です。
- ※ このほか、養護者虐待の場合の留意点（P29「訪問調査」）についても参照してください。

ウ 調査報告の作成

虐待を受けたと思われる障がい者、虐待を行った疑いのある障害者福祉施設従事者等、所属する障害福祉サービス事業所等に対する調査を終えた後、調査報告書を作成します。

ここで、障がい者虐待の疑いが認められない事案に対しては、苦情処理窓口等の適切な対応窓口につなぎ、通報等への対応を終了します。

(4) 個別ケース会議の開催による援助方針の決定

窓口・実施機関	実施内容及びポイント	様式
援助方針の決定 ・ 障がい福祉課 ・ 委託相談支援事業所 ・ 保健福祉事務所 ・ ケース対応メンバー	実施内容 個別ケース会議 ・ 障がい者本人への対応方針の協議 ・ 障害者福祉サービス事業所等への対応方針の協議 ポイント ・ 援助方針、援助内容 ・ 各機関の役割、連絡体制等 ・ 支援の必要度の判断 *心のケアを含めた継続的な支援	個別ケース会議（評価）記録票 E票（P83） 個別ケース会議計画票 F票（P84）

調査の結果、障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待が疑われる場合には、個別ケース会議を開催して事例検討を行うとともに、虐待の事実についての確認を行います。

障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待の事実が確認できた場合には、障がい者本人や障害福祉サービス事業所等への対応方針等を協議します。

※ このほか、「個別ケース会議」についてはP33「個別ケース会議の開催」を参照してください。

(5) 市から都道府県への報告

市は、障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待に関する通報等を受けた場合、虐待に関する事項を都道府県に報告することとされています（第17条）。ただし、通報等で寄せられる情報には、苦情処理窓口で対応すべき内容や過失による事故等、虐待事案以外の様々なものも含まれると考えられます。

そのため、県に報告する情報は、通報のあった全ての事案ではなく、障害者福祉施設従事者等による虐待の事実が確認できた事案とします。

また、悪質なケース等で、都道府県による迅速な権限発動が求められる場合には、速やかに市から県に報告することも必要です。

県に報告すべき事項

- 1 障害者福祉施設等の名称、所在地及び種別
- 2 虐待を受けた又は受けたと思われる障がい者の氏名、性別、年齢、障がいの種類及び障害支援区分その他の心身の状況
- 3 虐待の種別、内容及び発生要因
- 4 虐待を行った障害者福祉施設従事者等の氏名、生年月日及び職種
- 5 市が行った対応
- 6 虐待が行われた障害者施設等において改善措置が採られている場合にはその内容

参照 P86「障害者福祉施設従事者による障がい者虐待について（報告）」を参照

(6) 社会福祉法及び障害者総合支援法の規定による権限の行使

障害者虐待防止法では、障がい者虐待の防止と虐待を受けた障がい者の保護を図るため、市町村長又は都道府県知事は、社会福祉法及び障害者総合支援法に規定された権限を適切に行使し、対応を図ることが規定されています（第19条）。

障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待が強く疑われる場合には、当該施設等から報告徴収を受けて事実を確認し、障がい者虐待が認められた場合には、市又は県は、指導を行い改善を図るようにします。

改善指導の例としては、虐待防止改善計画の作成や第三者による虐待防止委員会の設置を求め、改善計画に沿って事業が行われているかどうかを第三者委員が定期的にチェックし継続的に関与したり、当該事業所又は第三者委員から定期的に報告を受け、必要に応じて当該事業所に対する指導や助言を行う、などの対応が考えられます。

指導に従わない場合には、社会福祉法及び障害者総合支援法に基づく勧告・命

令、指定の取消し処分などの権限を適切に行使することにより、障がい者の保護を図ります。

(7) 特定非営利活動促進法による権限の行使

特定非営利活動法人が運営している障害福祉サービス事業所等で虐待があった場合、市町村又は都道府県は、障害者総合支援法に基づく勧告・命令、指定の取消し処分等の指導を行い、改善を図るほか、事案によっては、都道府県等の所轄庁が特定非営利活動促進法の規定に基づいて、法人に対して改善命令や設立の認証の取消し等の措置をとることも考えられます。

(8) 障害者福祉施設従事者等による虐待の報道事例

障害者虐待防止法施行後も、障害者福祉施設従事者等による深刻な障がい者虐待の事案が起きています。障害者福祉施設等の職員や管理者等の責任者が通報義務を果たさず、虐待を長期間放置し、隠蔽しようとしたことにより、深刻な虐待に及んでしまった事案について、報道から例示します。

ア 介護福祉士が入所者を殴り骨折、施設は事故として処理

警察は、障害者福祉施設に入所中の身体障がい者の男性を殴り骨折させたとして、傷害の疑いで介護福祉士を逮捕した。男性は骨折等複数のけがを繰り返しており、日常的に虐待があった可能性もあるとみて調べている。

警察によると、同施設を運営する社会福祉法人は男性の骨折を把握していたが、虐待ではなく「事故」として処理していた。同法人は「逮捕容疑が事実であれば、管理体制についても問題があったということになる。おわびするしかない」としている。

(その後、県警はさらに5人の職員を傷害、暴行の容疑で地検に書類送検した。また、県の特別監査に対し、5人が「やっていない」と虚偽答弁をしていたとして、全員を障害者自立支援法違反容疑でも送検した。県は、法人に対して社会福祉法に基づく改善命令を出し、虐待を防げなかった理事長が経営に関与しない体制にするよう要求したほか、再発防止策も求めた。法人は、理事長を含む理事会及び施設管理者の体制刷新と関係職員への処分を行った。)

イ 職員の暴行後利用者が死亡、施設長が上司に虚偽報告

知的障がいのある児童らの福祉施設で、入所者が職員の暴行を受けた後に死亡した。また、同園の施設長が2年前に起きた職員2人による暴行を把握したが、上司のセンター長に「不適切な支援はなかった」と虚偽の報告をしていたことが分かった。

県は、施設長を施設運営に関与させない体制整備の検討等を求める改善勧告を出した。施設長は立ち入り検査時には「暴行の報告はなかった」と説明。

しかし、その後の調査に「報告があったことを思い出した。聞き取り調査したが虐待はなかった」と証言を覆した。さらに、県が詳しく事情を聴くと、施設長は、職員4人が虐待をしたとの報告があったと証言。暴行したと判断し、口頭注意したことを認めた。その後、施設長はセンター長に「不適切な支援はなかった」と事実と異なる報告をした。

(その後、暴行した職員は傷害致死容疑で逮捕された。また、行政の調査により10年間で15人の職員が23人の入所者に対して虐待を行っていたことを確認。施設長、理事長等が法人、施設の運営に関与しないことを含む行政指導が行われ、体制の刷新、関係者の処分が行われた。)

ウ 職員2人に罰金30万円の略式命令判決 証拠隠滅の罪で

障害者支援施設で、入所者の男性が重傷を負い、職員ら2人が傷害容疑で逮捕された事件で、検察は暴行の内部調査書類を処分したとして、同法人職員2名を証拠隠滅罪で簡易裁判所に略式起訴した。簡易裁判所は2人にそれぞれ罰金30万円の略式命令を出した。起訴状によると、暴行事件の調査を担当した2人は共謀し、施設の事務室内で、暴行の目撃証言が記載された書面などをシュレッダーで廃棄し、証拠を隠滅したとされる。

(その後、暴行に関与した2名は懲役2年4か月〔執行猶予4年〕、懲役2年〔執行猶予4年〕の有罪判決を受けた。また、法人の理事長は一連の騒動の責任を取り、辞任した。)

(9) 障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待の状況の公表

障害者虐待防止法においては、都道府県知事は、毎年度、障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待の状況、障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待があった場合にとった措置その他厚生労働省令で定める事項を公表(年次報告)することとされています(第20条)。

この公表制度を設けた趣旨は、各都道府県において、障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待の状況を定期的かつ的確に把握し、各都道府県における障がい者虐待の防止に向けた取組に反映していくことを目的とするものであり、障がい者虐待を行った障害者福祉施設・障害福祉サービス事業者名を公表することによりこれらの施設等に対して制裁を与えることを目的とするものではありません(ただし、障がい者虐待等により、障害福祉サービス事業所としての指定取消が行われた場合には、障害者総合支援法に基づきその旨を公示します)。

こうした点に留意しつつ、運用することが必要です。

公表の対象となるのは市が事実確認を行った結果、実際に障がい者虐待が行われていたと認められた事案です。具体的には、次のようなものが考えられます。

- ① 市による事実確認の結果、障がい者虐待が行われていたと認められるものとして、県に報告された事案
- ② 市及び県が共同で事実確認を行った結果、障がい者虐待が行われていたと認められた事案
- ③ 市からの報告を受け、改めて県で事実確認を行った結果、障がい者虐待が行われていたと認められた事案

上記の事案を対象とし、厚生労働省令で定める項目について集計した上で、公表します。

神奈川県知事が公表する項目

- | | |
|---|----------------------|
| 一 | 虐待があった障害者福祉施設等の種別 |
| 二 | 虐待を行った障害者福祉施設従事者等の職種 |

4 身体拘束に対する考え方

(1) 基本的考え方

障害者支援施設等の利用者が、興奮して他の利用者を叩く、噛みつくなどの行為があるときや自分自身の顔面を強く叩き続けるなどの行為があるときには、やむを得ず利用者の身体を拘束したり居室に隔離したりするなど行動抑制をすることがあります。

このような行動制限が日常化してしまうと、そのことが契機となって利用者に対する身体的虐待や心理的虐待に至ってしまう危険があります。

障害者虐待防止法では、「正当な理由なく障害者の身体を拘束すること」は身体的虐待とされています。身体拘束が日常化することが更に深刻な虐待事案の第一歩となってしまう危険もあります。身体拘束は、行動障がいのある利用者への支援技術が十分でないことが原因の場合が多いので、やむを得ず身体拘束をする場合であっても、その必要性を慎重に判断するとともに、その範囲は最小限にしなければなりません。また、判断に当たっては適切な手続きを踏むとともに、身体拘束の解消に向けての道筋を明確にして、職員全体で取り組む必要があります。

(2) 身体拘束とは

身体拘束の具体的な内容としては、以下のような行為が該当すると考えられます。

- ① 車いすやベッドなどに縛り付ける。
- ② 手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋を付ける。

- ③ 行動を制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ④ 支援者が自分の体で利用者を押さえつけて行動を制限する。
- ⑤ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑥ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

（３） やむを得ず身体拘束を行うときの留意点

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」等には、緊急やむを得ない場合を除き身体拘束等を行ってはならないとされています。さらに、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならないとされています。

緊急やむを得ない場合とは、支援の工夫のみでは十分に対応できないような、一時的な事態に限定されます。当然のことながら、安易に緊急やむを得ないものとして身体拘束を行わないように、慎重に判断することが求められます。具体的には「身体拘束ゼロへの手引き」（厚生労働省 身体拘束ゼロ作戦推進会議 2001年3月）に基づく以下の要件に沿って検討する方法などが考えられます。

なお、以下の3要件の全てに当てはまる場合であっても、身体拘束を行う判断は組織的にかつ慎重に行います。

ア やむを得ず身体拘束を行う3要件

① 切迫性

利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いことが要件となります。切迫性を判断する場合には、身体拘束を行うことにより本人の日常生活等に与える悪影響を勘案し、それでもなお身体拘束を行うことが必要な程度まで利用者本人等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が高いことを確認する必要があります。

② 非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないことが要件となります。非代替性を判断する場合には、まず身体拘束を行わずに支援するすべての方法の可能性を検討し、利用者本人等の生命又は身体を保護するという観点から、他に代替手法が存在しないことを複数職員で確認する必要があります。また、拘束の方法についても、利用者本人の状態像等に応じて最も制限の少ない方法に選択する必要があります。

③ 一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的であることが要件となります。一時性を判断する場合には、本人の状態像等に応じて必要とされる最も短い拘束時間を想定する必要があります。

イ やむを得ず身体拘束を行うときの手続き

① 組織による決定と個別支援計画への記載

やむを得ず身体拘束を行うときには、個別支援会議などにおいて組織として慎重に検討・決定する必要があります。この場合、管理者、サービス管理責任者、運営規程に基づいて選定されている虐待の防止に関する責任者など、支援方針について権限を持つ職員が出席していることが大切です。

身体拘束を行う場合には、個別支援計画に身体拘束の様態及び時間、緊急やむを得ない理由を記載します。これは、合議によって身体拘束の原因となる状況の分析を徹底的に行い、身体拘束の解消に向けた取組方針や目標とする解消の時期などを統一した方針の下で決定していくために行うものです。ここでも、利用者個々人のニーズに応じた個別の支援を検討することが重要です。

② 本人・家族への十分な説明

身体拘束を行う場合には、これらの手続きの中で、適宜利用者本人や家族に十分に説明をし、了解を得ることが必要です。

③ 必要な事項の記録

また身体拘束を行った場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録します。

④ 身体拘束廃止未実施減算の創設

平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定において、身体拘束等の適正化を図るため、身体拘束等に係る記録をしていない場合について、基本報酬を減算する「身体拘束廃止未実施減算」が創設されました。

(4) 座位保持装置等に付属するベルトやテーブルの使用

肢体不自由者のなかには、脊椎の側わんや、四肢、関節等の変形・拘縮等の進行により、身体の状態に合わせた座位保持装置や車椅子を医師の意見書又は診断書によりオーダーメイドで製作し、使用している場合があります。これらには、変形等のある身体においても楽に座位が取れるようにいすの形状やパッド等の配置が設計されている他、脊椎の側わんや関節の変形・拘縮等の進行疼痛を防止する目的で体幹等を固定するためのベルトや上肢運動機能や日常生活動作の改善のためのテーブルが付属している場合が少なくありません。これらのベルトやテーブルは、使用することで体幹が安定し、本人の意思に基づいて四肢が動かしやすくなることや日常生活の向上等の効果があるといえます。

身体拘束に該当する行為とは、本人の身体の機能や行動を制限する目的で行われる各種の行為であると解されるため、座位保持装置等にみられるように障がい者の身体状況に合わせて変形や拘縮を防止し、体幹を安定させることで活動性を高める目的で使用されるベルトやテーブルについては、一律に身体拘束と判断することは適切ではありません。

むしろ、身体拘束と同等に対応することで装着・利用に制約が課せられ、QOL 低下に繋がることもあります。身体拘束か否かは、目的に応じて適切に判断するこ

とが求められます。

ただし、座位保持装置等であっても、肢体不自由、特に体幹機能障がいがある利用者が、残存能力を活かせるよう、安定した着座姿勢を保持するための工夫の結果として、ベルト等を装着して身体を固定する行為を除き、ベルトやテーブルをしたまま障がいを椅子の上で漫然と長時間放置するような行為については身体拘束に該当する場合もあるため、医師や理学療法士等の専門職の意見を踏まえ、座位保持装置等を使用する場面や目的・理由を明確にし、ご本人並びに家族の意見を定期的に確認し（モニタリング）、その意見・同意を個別支援計画に記載することが必要です。

記録内容は「様態・時間・理由・関係者間で共有されているか等」が記載されていることが重要です。

長時間の同一姿勢による二次障がいやじょくそうを計画的に防止するための取り組みにも留意することが必要です。

記録については、平成31年3月29日付厚生労働省社会・援護局障害福祉部障害福祉課事務連絡「障害福祉サービス等報酬に係るQ&A」問1において、「ケア記録等への記載については、必ずしも身体拘束を行う間の常時の記録を求めているわけではなく、個別支援計画に記載がない緊急やむを得ず身体拘束を行った場合には、その状況や対応に関する記載が重要である。」と明記されています。

したがって、医師の意見書・診断書を踏まえ目的に応じて取り扱われており、個別支援計画等への記載があれば、逐次のケア記録等への時間等の記載を求めているわけではありません。

ヘッドギアについても同様に、利用する人の安全性のみならずQOLの視点から個別支援計画において、必要性を明確化し、定期的に確認すること（モニタリング）が必要です。

5 行動障がいを有する者に対する支援の質の向上

(1) 行動障がいを有する者の支援と研修の必要性

障害者虐待対応状況調査の結果によれば、障害者福祉施設従事者等から虐待を受けた障がいの内の20%以上に行動障がいがありました。虐待の報道事例の「職員の暴行後利用者が死亡、施設長が上司に虚偽報告」（P57（7）イ参照）で虐待にあつて亡くなってしまった人も行動障がいのある利用者でした。この事案で設置された第三者検証委員会報告書では、行動障がいのある利用者に対する虐待が起きた要因の一つを、次のように指摘しています。

「虐待（暴行）の要因の一つには、個人の問題として、支援スキルが不十分であり、また、虐待防止についての基礎的知識がない、ということが挙げられる。このため、支援に行き詰まり、行動障がいを抑えるために暴行に至った面があることは否定できない。例えば暴行した5人は、行動障がいに係る専門研修や、虐待防止に関する研修をほとんど受けていなかった。また、支援に行き詰まりかけ

ていた段階で、初めは緊急避難的な過剰防衛としての力を行使していたと考えられるが、だんだんとその方が通常の支援より楽だと思い、通常の適切な支援の実施に努めずに、安易に暴行を行うことを繰り返していた。」(一部を抜粋)

行動障がい者を有する者の虐待を防止するためには、職員に行動障がいに係る研修を受講させ、支援スキルを向上させることが不可欠です。

(2) 強度行動障害支援者養成研修の適切な実施

厚生労働省では、施設等において行動障がい者を有する障がい者に対する適切な支援を行う職員の人材育成を進めることを目的として、指導者を養成するため「強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)」及び「同(実践研修)」の指導者研修を独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園において実施しています。また、都道府県が実施する「強度行動障害支援者養成研修」を都道府県地域生活支援促進事業のメニュー項目として盛り込み、研修経費を補助しています。

都道府県においては、これらの研修事業を適切に実施し、施設等の職員が行動障がい者を有する者に対して適切な支援を行うことができるよう、人材養成に取り組んことが求められます。

6 障害者福祉施設従事者等に向けた虐待防止のマニュアル

国が作成した障害者福祉施設・事業所の従事者向けの障がい者虐待マニュアルとして、「障害者福祉施設・事業所における障害者虐待の防止と対応の手引き」(令和2年10月厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室作成)があります(厚生労働省のホームページからダウンロードできます。)

障がい者虐待防止の責務や未然防止のための体制整備、虐待が起きてしまった場合の対応、虐待を受けた障がい者の保護に対する協力、身体拘束の廃止など、障害者福祉施設等における障がい者虐待の防止や対応について、さまざまな側面から開設されています。

IV 利用者による障がい者虐待の防止と対応

1 定義・概略

障害者虐待防止法では、使用者による障がい者虐待の防止についても規定されています（第2条、第21～28条）。

障害者虐待防止法に規定されている「使用者」とは、障がい者を雇用する事業主、事業の経営担当者及びその事業の労働者に関する事項について事業主のために行う者とする者と定義されています（第2条第5項）。この場合の事業主には、派遣労働者による役務の提供を受ける事業主など政令で定める事業主を含み、国及び地方公共団体は含まれません。

使用者による障がい者虐待とは、使用者が行う次のいずれかに該当する行為とされています。使用者が直接に虐待をした場合だけでなく、他の労働者による「身体的虐待」、「性的虐待」、「心理的虐待」などを放置している場合も「放棄・放置」に当たります。

①身体的虐待	障がい者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障がい者の身体を拘束すること。
②性的虐待	障がい者にわいせつな行為をすること又は障がい者をしてわいせつな行為をさせること。
③心理的虐待	障がい者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の障がい者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
④放棄・放置	障がい者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、 <u>他の労働者による</u> ①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置その他これらに準ずる行為を行うこと。
⑤経済的虐待	障がい者の財産を不当に処分することその他ががい者から不当に財産上の利益を得ること。

なお、使用者による障がい者虐待については、年齢に関わらず（18歳未満や65歳以上でも）障害者虐待防止法が適用されます。

2 使用者による障害者虐待の防止

(1) 労働関連法規の遵守

使用者は、障害者雇用促進法、労働基準法、労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法、個別労働紛争解決促進法等の労働関係法規を遵守しなければなりません。障害者虐待防止法施行後の使用者による障がい者虐待の状況等の調査によると、使用者による障がい者虐待の8割以上を労働基準関係法令に基づく指導等の対象となった事案が占めており、その多くが最低賃金法関連（経済的虐待）となっています。労働関連法規の順守を徹底し、虐待の防止を進めることが求められます。

(2) 労働者への研修の実施

使用者による障がい者虐待を防止するためには、職員が障がい者の人権や障がい者虐待についての理解を深め、障がい者への接し方などを学ぶことが必要です。

障害者虐待防止法では、事業主は労働者に対し研修を実施することとされており（第21条）、事業所自らの研修実施や各種研修会への職員の参加等を行うことが必要です。

企業等において、障がい特性に応じた配慮が分からず、それが職場でのトラブルにつながっているケースもあります。障がいのある人への接し方が分からないなど場合には、ハローワークや地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターなどに相談することが重要です。

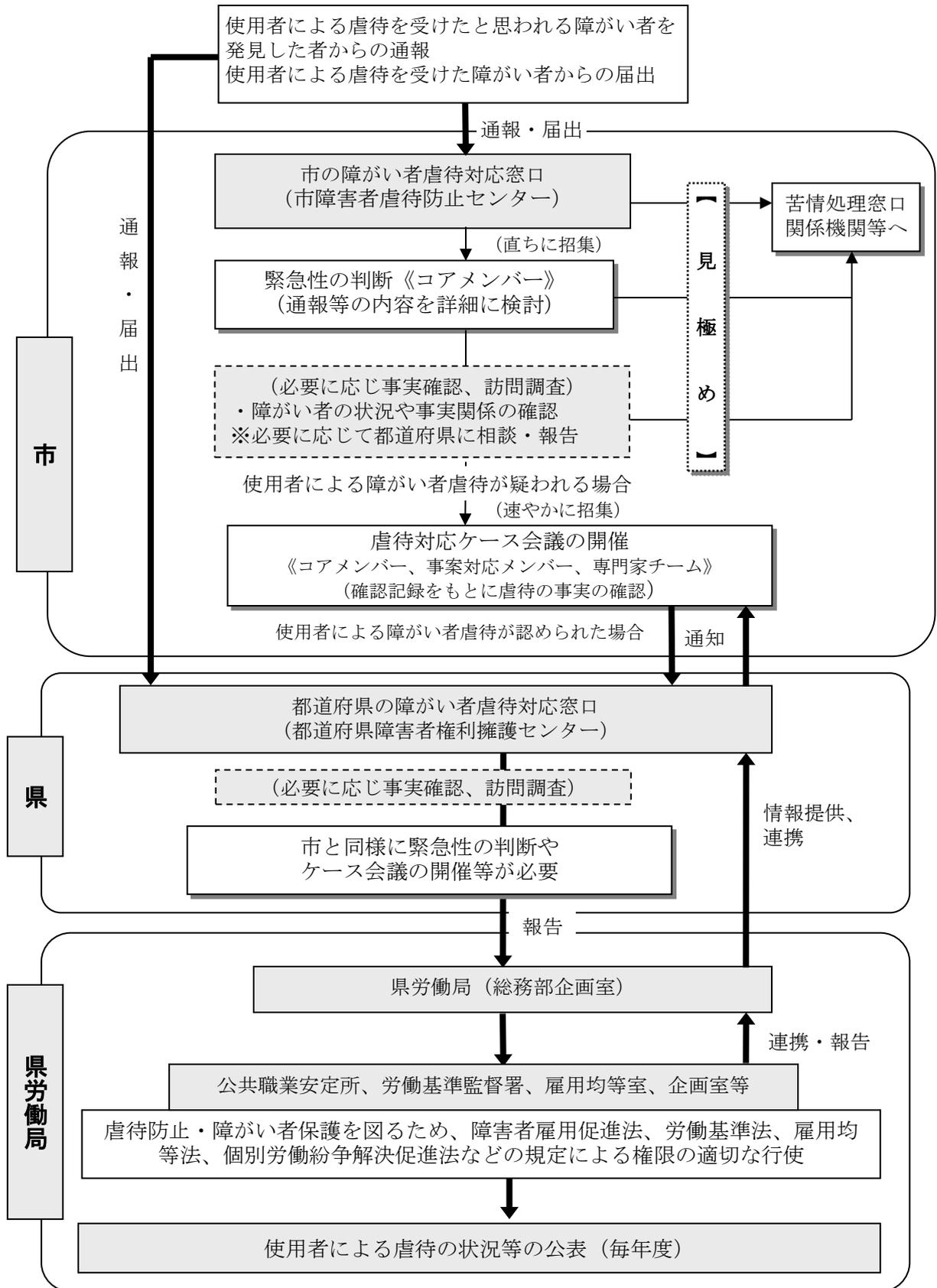
使用者による障がい者虐待防止には、事業主を始めとした事業所全体で取り組むことが重要です（なお、前述のとおり、使用者による虐待には他の労働者による虐待行為の放置も含まれます）。このため、上司と部下の間や同僚同士で率直に意見の言えるような職場環境の構築が重要となります。

(3) 苦情処理体制の構築

障害者虐待防止法では、障がい者を雇用する事業主に対して、雇用される障がい者やその家族からの苦情を処理する体制を整備すること等により虐待の防止等の措置を講ずることが規定されています（第21条）。

事業所においては、苦情相談の窓口を開設するなど苦情処理のために必要な措置を講ずるとともに、相談窓口の周知を図ることによって苦情処理のための取組を適切に実施していくことが大切です。

3 利用者による障がい者虐待への対応



(1) 通報等の受付

窓口・実施機関	実施内容及びポイント	様式
障がい福祉課 神奈川県 保健福祉事務所	実施内容 相談・通報・届出の受付 ・ 正確な事実の把握 ・ 受付記録の作成 ポイント ・ 事業所の所在地と障がい者の居住地が異なる場合 ・ 通報等による不利益取り扱いの禁止 ・ 県及び労働局等の緊密な連携	相談・通報・届出受付票 A票（P79）

ア 通報等の対象

障害者虐待防止法では、使用者による虐待を受けたと思われる障がい者を発見した者に対し、市町村又は都道府県への通報義務が規定されています（第22条第1項）。

また、使用者による虐待を受けた障がい者は、市町村又は都道府県に届け出ることができることとされています（第22条第2項）。

なお、就労継続支援A型に関する相談・通報等であって、当該事業所と利用者が雇用契約を結んでいる場合は、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待と使用者による障害者虐待の両方に該当します。この場合、虐待への具体的な対応は、それぞれの業務内容や権限に基づき、市町村、都道府県及び都道府県労働局等が緊密な連携を取ることが必要です。

イ 事業所の所在地と障がい者の居住地が異なる場合

① 事業所の所在地の市町村に通報等があった場合

通報等を受けた市町村は、通報者への聞き取りなどの初期対応を行った上で、厚生労働省令に基づき、事業所の所在地の都道府県に通知します。併せて、その後の対応等については居住地の市町村が生活上の支援を行うこととなりますので、通報を受けた市町村は速やかに居住地の市町村に連絡をする必要があります。

② 居住地の市町村に通報等があった場合

通報等を受けた市町村は、通報者への聞き取りなどの初期対応を行った上で、厚生労働省令に基づき、事業所の所在地の都道府県に通知します。併せて、事業所への訪問調査等を行う際に、事業所と付き合いのある事業所の所在地の市町村

の協力が必要な場合は、事業所の所在地の市町村にも情報提供します。

③ 事業所の所在地又は居住地の都道府県に通報等があった場合

通報を受けた都道府県は、速やかに居住地の市町村に連絡をする必要があります。

ウ 通報等の受付時の対応

使用者による虐待に関する通報等の内容は、労働条件に対する苦情であったり、また虚偽による通報や過失による事故であったりすることも考えられます。したがって、通報等を受けた場合には、当該通報等について迅速かつ正確な事実確認を行うことが必要です。

そのため、通報等を受けた市町村・都道府県職員は、まず通報者から発見した状況等について詳細に説明を受け、それが使用者による障害者虐待に該当するかどうか判断できる材料となるように情報を整理しておきます。

なお、通報等の内容が明らかに使用者による障害者虐待ではなく、以下に例示する労働相談である場合には、適切な相談窓口につながります。

労働相談の例

労働基準監督署：障がい者である労働者とその他労働者の区別なく発生している、賃金不払いや長時間労働等の、労働基準関係法令上問題がある事案

公共職業安定所：離職票、失業手当、求職に関するもの等

都道府県労働局雇用均等室：育児・介護休業、女性問題等

都道府県労働局総務部企画室：労働条件引下げ、配置転換等

(注：どこの相談窓口につながるのか不明である場合は、都道府県労働局総務部企画室に相談)

※このほか、受付時の対応については、基本的には養護者による虐待への対応の場合と同様です。P24「相談、通報及び届出の受付時の対応」を参照してください。

エ 個人情報保護

相談や通報、届出によって知り得た情報や通報者に関する情報は、個人のプライバシーに関わる極めて繊細な性質のものです。事業所の労働者が通報者である場合には、通報者に関する情報の取扱いには特に注意が必要であり、事実の確認に当たってはそれが虚偽又は過失によるものでないか留意しつつ、事業主には通報者を明かさずに調査を行うなど、通報者の立場の保護に配慮することが必要です。

オ 通報等による不利益な取扱いの禁止

障害者虐待防止法では、

- ① 刑法の秘密漏示罪その他の守秘義務に関する法律の規定は、使用者による障害者虐待の通報を妨げるものと解釈してはならないこと（第 22 条第 3 項）
 - ② 使用者による障害者虐待の通報等を行った労働者は、通報等をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けないこと（第 22 条第 4 項）
- が規定されています。こうした規定は、使用者による障害者虐待の通報を容易にすることで早期発見・早期対応を図るために設けられたものです。

ただし、これらの規定が適用される「通報」については、虚偽であるもの及び過失によるものを除くこととされています。

障がい者虐待の事実もないのに故意に虚偽の事実を通報した場合には、そもそも第 22 条第 1 項に規定する「障害者虐待を受けたと思われる障害者」について通報したことにはなりません。したがって、通報が「虚偽であるもの」については、「障害者虐待を受けたと思われる障害者」に関する通報による不利益な取扱いの禁止等を規定する第 22 条第 4 項が適用されないこととなります。

また、「過失によるもの」とは「一般人であれば虐待があったと考えることには合理性がない場合の通報」と解されます。したがって、虐待があったと考えることに合理性が認められる場合でなければ、不利益な取扱いの禁止等の適用対象とはなりません。

なお、平成 18 年 4 月から公益通報者保護法が施行されており、労働者が、事業所内部で法令違反行為が生じ、又は生じようとしている旨を①事業所内部、②行政機関、③事業者外部に対して所定の要件を満たして（例えば行政機関への通報を行おうとする場合には、①不正の目的で行われた通報でないこと、②通報内容が真実であると信じる相当の理由があること、の 2 つの要件を満たすことが必要です。）公益通報を行った場合、通報者に対する保護が規定されています。

■公益通報者に対する保護規定

- ① 解雇の無効
- ② その他不利益な取扱い（降格、減給、訓告、自宅待機命令、給与上の差別、退職の強要、専ら雑務に従事させること、退職金の減給・没収等）の禁止

事業主や労働者に対して、このような通報等を理由とする不利益な取扱いの禁止措置や保護規定の存在を周知し、啓発に努めることが必要です。

カ コアメンバーによる対応方針の協議

窓口・実施機関	実施内容及びポイント	様式
障がい福祉課	実施内容 障がい者本人・養護者の情報収集 ポイント 会議前にできる範囲での情報収集を行う	
障がい福祉課	実施内容 初動対応会議 ・ 緊急性の予測と判断 ・ 初動対応の方針決定 ポイント ・ 事実確認方法や役割分担 ・ 関係機関への連絡・情報提供依頼等 ・ 職員の役割分担	緊急的な保護決定に向けたチェックシート B票 (P80) コアメンバー会議 (受理) 記録・計画書 C票 (P81)

P25「コアメンバーによる対応方針の協議」を参照してください。緊急性の判断は重要ですので、御留意ください。

コアメンバー会議の結果、生活支援や福祉サービスの提供など市町村による個別の支援が想定されず、労働基準法などの労働関係諸法規による対応が中心になると判断された場合には、虐待対応ケース会議を開催せずに、速やかに都道府県を経由して都道府県労働局に報告することもあり得ます。

(2) 市・県による事実確認等

窓口・実施機関	実施内容及びポイント	様式
・ 障がい福祉課 ・ 保健福祉事務所 ・ 神奈川県 ・ 委託相談支援事業所	実施内容 訪問等による安全・事実確認 ・ 障がい者本人への調査 ・ 事業所への調査 ポイント ・ 複数の職員による訪問 ・ 医療職の立ち会い ・ 障がい者及び事業所への十分	事実確認票ーチェックシートD票 (P82)

	な説明等 ・ 調査が困難な場合は労働局へ 相談	
・ 障がい福祉課 ・ 保健福祉事務所 ・ 神奈川県	実施内容 調査報告書の作成	

通報等を受けた市・県は、通報等内容の事実確認や障がい者の安全確認を行います。しかしながら、市・県には事業所に対する指導権限がないため、これは、基本的には事業所の協力の下に行われるものです。事業所の協力が得られる場合には、事実の確認を行います。

なお、事業所の協力を得られず、障がい者の安全確保等の必要がある場合には、速やかに、市は事業所所在地の都道府県を經由して、また都道府県は直接、事業所所在地の都道府県労働局に報告し、都道府県労働局が行う調査に同行するなど、協力して対応することを検討します。

ア 調査項目

(7) 障がい者本人への調査項目

- ① 虐待の状況
 - ・ 虐待の種類や程度
 - ・ 虐待の具体的な状況
 - ・ 虐待の経過
- ② 障がい者の状況
 - ・ 安全確認・・・訪問その他の方法で確認する。特に、緊急保護の要否を判断する上で障がい者の心身の状況を直接観察することが有効であるため、基本的には面接によって確認を行う。
 - ・ 身体状況・・・傷害部位及びその状況を具体的に記録する。
 - ・ 精神状態・・・虐待による精神的な影響が表情や行動に表れている可能性があるため、障がい者の様子を記録する。
 - ・ 生活環境・・・住み込みの場合には、障がい者が生活している居室等の生活環境を記録する。
- ③ 業務内容、勤務体制、労働環境等
- ④ 障がい者の生活状況 等

(イ) 障害福祉サービス事業所等への調査項目例

(※調査が難しい場合は都道府県又は都道府県労働局に相談)

- ① 当該障がい者の従事する業務内容、勤務体制、労働環境等
- ② 虐待を行った疑いのある職員の業務内容、勤務状況等
- ③ 通報等の内容に係る事実確認、状況の説明
- ④ 職員の勤務体制や給与の支払い状況等必要事項

イ 調査を行う際の留意事項

① 複数職員による訪問調査

訪問調査を行う場合には、客観性を高めるため、原則として2人以上の職員で訪問するようにします。

② 医療職の立ち会い

通報等の内容から障がい者本人への医療の必要性が疑われる場合には、訪問したときに的確に判断し迅速な対応がとれるよう、医療職が訪問調査に立ち会うことが望まれます。

③ 障がい者及び事業所への十分な説明

調査にあたっては、障がい者及び事業所に対して次の事項を説明し理解を得ることが必要です。

- ・ 訪問の目的について
- ・ 職務について・・・担当職員の職務と守秘義務に関する説明
- ・ 調査事項について・・・調査する内容と必要性に関する説明
- ・ 障がい者の権利について・・・障がい者の尊厳の保持は基本的人権であり、障害者基本法や障害者総合支援法、障害者虐待防止法などで保障されていること、それを擁護するために市又は都道府県が取り得る措置に関する説明

ウ 調査報告の作成

虐待を受けたと思われる障がい者、虐待を行った疑いのある使用者、事業所に対する調査を終えた後、調査報告書を作成します。

ここで、使用者による障害者虐待ではなく、一般的な労働条件に対する苦情等で他の相談窓口（例えば労働基準監督署や公共職業安定所等）での対応が適切と判断できる場合には、適切な対応窓口につなぎ、通報等への対応を終了します。

ウ 虐待対応ケース会議の開催

調査の結果、使用者による障がい者虐待が疑われる場合には、個別ケース会議を開催して事例検討を行うとともに、虐待の事実についての確認を行います。

窓口・実施機関	実施内容及びポイント	様式
援助方針の決定 ・障がい福祉課 ・委託相談支援事業所 ・保健福祉事務所 ・就労関係者	実施内容 個別ケース会議 ・障がい者本人への対応方針の協議 ポイント ・援助方針、援助内容 ・各機関の役割、連絡体制等 ・支援の必要度の判断	個別ケース会議 （評価）記録票 E票（P83） 個別ケース会議 計画票 F票（P84）

使用者による障がい者虐待の事実が確認できた場合には、障がい者本人への支援方針等を協議し、市町村の場合は都道府県を經由して、また都道府県の場合は直接、都道府県労働局に報告します。

※このほか、「個別ケース会議」についてはP33「個別ケース会議の開催」を参照してください。

（3）市から都道府県への通知

市は、使用者による障がい者虐待に関する通報等を受けた場合、虐待に関する事項を事業所の所在地の都道府県に通知することとされています（第23条）（P88「市から都道府県への通知例」参照）。

ただし、通報等で寄せられる情報には、別の窓口で対応すべき内容や過失による事故等、虐待事案以外の様々なものも含まれていることがあります。

これらが障がい者虐待ではないと明確に判断される事案を除いて、通報等があった事案は市から都道府県へ通知することになります。この場合、P89の「労働相談票（使用者による障がい者虐待）」を作成し、添付します。

また、悪質なケース等で、都道府県労働局等による迅速な行政指導が求められる場合には、速やかに市から都道府県を經由して都道府県労働局に報告し、協力して対応することが必要です。

参照 P88「市から都道府県への通知例」参照

参照 P89「労働相談票（使用者による障がい者虐待）」参照

V 参考資料

1 帳票・様式例

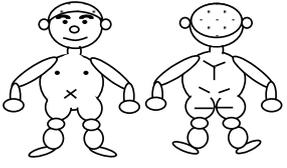
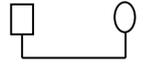
(1) 障がい者虐待対応帳票集 (A票～F票) -----	79
(2) 警察への援助依頼書-----	85
(3) 障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待について (報告) -----	86
(4) 市から都道府県への通知例-----	88
(5) 労働相談票 (使用者による障がい者虐待) -----	89

2 関係窓口一覧

----- 91

相談・通報・届出受付票

A票

相談年月日	年 月 日 時 分～ 時 分	対応者：					
被虐待者	氏名	性別	生年月日	年 月 日	年齢	歳	
	現住所	電話： _____ 其他連絡先： _____ (続柄： _____)					
	主障害	<input type="checkbox"/> 身体障害() <input type="checkbox"/> 知的障害() <input type="checkbox"/> 精神障害() <input type="checkbox"/> その他()					
	所属						
虐待者	氏名	性別	生年月日	年 月 日	年齢	歳	
	現住所	電話： _____					
	所属	被虐待者との関係 _____					
虐待の内容	虐待の種類	<input type="checkbox"/> 身体的虐待 <input type="checkbox"/> 性的虐待 <input type="checkbox"/> 心理的虐待 <input type="checkbox"/> 介護・世話の放棄・放任 <input type="checkbox"/> 経済的虐待 <input type="checkbox"/> その他					
	定義	<input type="checkbox"/> 養護者による障害者虐待 <input type="checkbox"/> 障害者福祉施設従事者による虐待 <input type="checkbox"/> 使用者による障害者虐待					
	虐待リスク	誰から					
		いつから					
		頻度は					
		どんな風に					
安全な情報	心配なこと						
	長所						
	努力していること 公的支援等						
現在の状況	①被虐待者の現在の居場所 ②虐待の影響等 ③安全を確保する方法						
							
家族状況	氏名	続柄	生年月日	年齢	同居・別居	備考	
				歳	同居・別居	ジェノグラム 	
				歳	同居・別居		
				歳	同居・別居		
				歳	同居・別居		
			歳	同居・別居			
(男性□ 女性○ 死亡× 被虐待者回◎)							
相談者(通報者)	氏名				受付方法	<input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 来所 <input type="checkbox"/> その他()	
	住所・所属				電話番号		
	被虐待者との関係	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 家族親族(同居・別居) 続柄： _____ <input type="checkbox"/> 近隣住民・知人 <input type="checkbox"/> 民生・児童委員 <input type="checkbox"/> 相談支援事業所 <input type="checkbox"/> 障害福祉サービス事業所 <input type="checkbox"/> 職場 ()					
	今後の協力	<input type="checkbox"/> 協力できる <input type="checkbox"/> 協力できない <input type="checkbox"/> 電話可能 <input type="checkbox"/> 電話はしないで欲しい					
情報源	相談者(通報・届出者)は	<input type="checkbox"/> 実際に目撃した <input type="checkbox"/> 怒鳴り声や泣き声、物音等を聞いて推測した <input type="checkbox"/> 本人から聞いた <input type="checkbox"/> 関係者()から聞いた					
	通告者へ連絡の感謝、心配の共有に加え、「調査開始後はプライバシーにかかわる情報のため、通告者に詳細を伝えられない」ことを確認した。	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済					

(受付票記載は、通報者から聞いた言葉で記録してください)

緊急的な保護決定に向けたチェックシート			
	<p>あてはまる場合には()に○を記入し、該当するものを○印で囲む</p> <p>あてはまらない場合は×。情報が未収の場合は未記入のまま</p>	関連情報、あるいは強みや良い点を記入	
最 重 度	<p>① 被虐待者は意思疎通が可能か？</p> <p>[]できる ×の場合:()</p>		緊急的な保護を検討
	<p>② 当事者が保護を求めているか？</p> <p>[]被虐待者自身が保護を求めている()</p> <p>[]虐待者が障がい者の保護を求めている()</p>		
	<p>③ 当事者の訴える状況が差し迫ったものか？</p> <p>[]「殺される」「○○が怖い」「何も食べていない」等の訴えあり()</p> <p>[]「何をするか分からない」「殺してしまうかもしれない」等の訴えあり()</p> <p>[]性的虐待が疑われる()</p>		
	<p>④ すでに重大な結果が生じているか？</p> <p>[]例: 頭部外傷(血腫・骨折) 腹部外傷 意識混濁 重度の褥そう 重い脱水症状 脱水症状の繰り返し、栄養失調 全身衰弱 強い自殺念慮 その他()</p>		
重 度	<p>⑤ 今後重大な結果が生じるおそれの高い状態が見られるか？</p> <p>[] 頭部打撲 顔面打撲・腫脹 不自然な内出血 やけど 刺し傷、きわめて非衛生的、極端な怯え、その他()</p>		保護の検討
	<p>⑥ 繰り返されるおそれが高いか？</p> <p>[] 習慣的な暴力 新旧の傷・あざ入退院の繰り返しその他()</p> <p>[] 虐待者の認識: 虐待の自覚なし 認めたがらない 援助者との接触回避()</p> <p>[] 虐待者の精神的不安定・判断力の低下 非現実的な認識 その他()</p>		
中 度	<p>⑦ 以下のようなリスク要因があるか？</p> <p>[] 被虐待者が知的に、あるいは判断能力が著しく低下している。</p> <p>[] 被害を受けていることを自覚できない、あるいは被害に積極的に関与する。</p> <p>[] 被害を受けていることを否定する。</p> <p>[] 発信が少なく、SOSが出せないため放置されやすい。</p> <p>[] 本人の意思が見えにくく表面化しにくい。</p> <p>[] 被虐待者の障害受容ができていない。</p> <p>[] 支援者との関係性が持ちにくい。</p>		集中的援助・防止のための保護を検討
	<p>⑧ 以下のようなリスク要因があるか？</p> <p>[] 被虐待者への拒否的感情や態度()</p> <p>[] 重い介護等負担感()</p> <p>[] 介護疲れ()</p> <p>[] 介護や支援に関する知識・技術不足()</p> <p>[] 性格的問題(偏り): 衝動的 攻撃的 未熟性 支配的 依存的 その他()</p> <p>[] 障害・疾患: 知的障害 精神疾患() 依存症() その他()</p> <p>[] 経済的問題: 低所得 失業 借金 被虐待者への経済的依存 その他()</p>		
軽 度	<p>⑨ 以下のような家庭状況があるか？</p> <p>[] 長期にわたる虐待者・被虐待者間の不和の関係()</p> <p>[] 虐待者・被虐待者の共依存関係()</p> <p>[] 虐待者が暴力の被害者()</p> <p>[] その他の家族・親族の無関心()</p> <p>[] 住環境の悪さ: 狭い 被虐待者の居室なし 非衛生的 その他()</p>		継続的、総合的援助

コアメンバー会議（受理）記録・計画書

第 回

会議実施日 年 月 日（ ） 時 分～ 時 分

参加者（氏名・所属）：（ ）（ ）（ ）（ ）（ ）

【緊急性と虐待事実についての判断】

受付時における虐待事実について	<input type="checkbox"/> 虐待の事実なし（ <input type="checkbox"/> 権利擁護対応（虐待対応を除く）に移行 <input type="checkbox"/> 継続的相談支援・ケアマネジメント支援に移行 <input type="checkbox"/> その他（ ）） [移行先機関：] <input type="checkbox"/> 調査継続 <input type="checkbox"/> 虐待の事実あり（ <input type="checkbox"/> 身体的虐待 <input type="checkbox"/> 放棄・放任 <input type="checkbox"/> 心理的虐待 <input type="checkbox"/> 性的虐待 <input type="checkbox"/> 経済的虐待）
上記の判断をした根拠	

緊急性の判断	<input type="checkbox"/> 緊急に保護を実施する。（①生命の危ぶまれる状況が確認、予測される ②本人が保護を求めている） <input type="checkbox"/> コアメンバー会議で情報を共有した後、早急に訪問を実施する。 <input type="checkbox"/> 緊急性は高度なものでは無いと判断し、今後の対応をコアメンバーで協議する。
上記の判断をした根拠	

緊急的な保護決定に向けたチェックシート	<input type="checkbox"/> 最重度（①～④） <input type="checkbox"/> 重度（⑤～⑥） <input type="checkbox"/> 中度（⑦～⑧） <input type="checkbox"/> 軽度（⑨）
---------------------	--

【事実確認の方法と役割分担についての計画】

事実確認項目	確認先	確認方法	期日	担当者

事実確認の期限	年 月 日（ ） 時迄
---------	-------------

次回会議までの当面の方針（安全確認の方法を含む）	
--------------------------	--

次回コアメンバー会議・個別ケース会議	
日時	年 月 日（ ） 時 分から
場所	
参加者	連絡（未・済）

事実確認票－チェックシート

D票

確認者： _____ 確認日時： _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 時 ～ _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 時

障がい者本人氏名		性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	生年月日	年 _____ 月 _____ 日生	年齢	歳
確認場所	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 来所（ <input type="checkbox"/> 行政 <input type="checkbox"/> 障害者虐待防止センター） <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）						
確認時の同席者の有無	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（氏名： _____ ）						
発言内容や状態・行動・態度など（見聞きしたことをそのまま記入）							
【本人】							
【養護者】							
【第三者】：（ _____ ）							
虐待の全体的状況							
発生状況							
1. 虐待がはじまったと思われる時期： _____ 年 _____ 月頃							
2. 虐待が発生する頻度：							
3. 虐待が発生するきっかけ：							
4. 虐待が発生しやすい時間帯：							

個別ケース会議 (評価)記録票

決 裁 欄			
課 長	係 長	担当者	

障がい者本人氏名 _____ 様

計画作成者所属 _____
計画作成者氏名 _____

計画評価: ____回目

会議目的				出席者	所属: 氏名	所属: 氏名
課題	目標	支援実施状況	目標変更の有無、変更内容 目標に変更ありの場合、()内に記載		所属: 氏名	所属: 氏名
			<input type="checkbox"/> 目標達成 <input type="checkbox"/> 目標変更なし <input type="checkbox"/> 目標変更あり ()			
			<input type="checkbox"/> 目標達成 <input type="checkbox"/> 目標変更なし <input type="checkbox"/> 目標変更あり ()			
			<input type="checkbox"/> 目標達成 <input type="checkbox"/> 目標変更なし <input type="checkbox"/> 目標変更あり ()			
			<input type="checkbox"/> 目標達成 <input type="checkbox"/> 目標変更なし <input type="checkbox"/> 目標変更あり ()			
			<input type="checkbox"/> 目標達成 <input type="checkbox"/> 目標変更なし <input type="checkbox"/> 目標変更あり ()			
虐待発生の 重症度	虐待種別	判定	【判定欄に該当番号を記入】 緊急的な保護決定に向けたチェック シートを参照 1. 最重度(①～④) 2. 重度(⑤～⑥) 3. 中度(⑦～⑧) 4. 軽度(⑨) 5. 虐待は解消した		障がい者本人の状況(意見・希望)	
	1. 身体的虐待				使用者の状況(意見・希望)	
	2. 放棄・放任					
	3. 心理的虐待					
	4. 性的虐待					
	5. 経済的虐待					
6. その他		使用者支援の必要性 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし				
新たな対応計画の必要性		評価結果のまとめ			今後の対応	
		1. 虐待対応の終結 ※ 2. 現在の虐待対応計画内容に基づき、対応を継続 3. アセスメント、虐待対応計画の見直し 4. その他()			1. 権利擁護対応(虐待対応を除く)に移行 2. 継続的相談支援・ケアマネジメント支援に移行 3. その他()	

個別ケース会議計画票

決 裁 欄			
課 長	係 長	担 当 者	

障がい者本人氏名 _____ 様

計画作成者所属 _____

計画作成者氏名 _____

計画評価: ____回目

会議目的				出席者	所属: 氏名	所属: 氏名
支援の必要度		<input type="checkbox"/> 見守り・予防的支援 <input type="checkbox"/> 相談・調整 <input type="checkbox"/> 社会資源活用支援 <input type="checkbox"/> 保護・分離支援	支援の必要度の判断根拠			
		対応方法(具体的な役割分担)				
対象	優先順位	課題	目標	何を・どのように(具体的な役割分担、安全確認の方法、緊急時の対応方法を含む)	関係機関・担当者等	実施日時・期間/評価日
障がい者						
養護者						
その他の家族						
関係者						
対応困難な課題・今後検討しなければならない事項(虐待対応終結に向けた課題等)			次回個別ケース会議予定日	年 月 日 () 時 分		

第 号
年 月 日

障がい者虐待事案に係る援助依頼書

〇 〇 警察署長 殿

逗 子 市 長



障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第12条第1項及び同条第2項の規定により、次のとおり援助を依頼します。

依頼事項	日時	年 月 日 時 分～ 時 分	
	場所		
	援助方法	<input type="checkbox"/> 調査の立会い <input type="checkbox"/> 周辺での待機 <input type="checkbox"/> その他 ()	
障がい者	障がいの内容		
	(ふりがな)氏名	□男 ・ □女	
	生年月日	年 月 日生 (歳)	
	住所	<input type="checkbox"/> 上記援助依頼場所に同じ <input type="checkbox"/> その他 ()	
	電話	() - 番	
	職業等		
養護者等	(ふりがな)氏名	□男 ・ □女	
	生年月日	年 月 日生 (歳)	
	住所	<input type="checkbox"/> 上記援助依頼場所に同じ <input type="checkbox"/> その他 ()	
	電話	() - 番	
	職業等		
	障がい者との関係	<input type="checkbox"/> 親 <input type="checkbox"/> 祖父母 <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 子の配偶者 <input type="checkbox"/> 兄弟姉妹 <input type="checkbox"/> その他親族 () <input type="checkbox"/> その他 ()	
虐待の状況	行為類型	<input type="checkbox"/> 身体的虐待 <input type="checkbox"/> 性的虐待 <input type="checkbox"/> 心理的虐待 <input type="checkbox"/> 放棄・放置 <input type="checkbox"/> 経済的虐待	
	虐待の内容		
障害者の生命又は身体に重大な危険が生じていると認める理由			
警察の援助を必要とする理由			
担当者・連絡先	所属・役職		氏名
	電話 () - 番 内線		
	携帯電話 - - 番		

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待について（報告）

本件は、本市町村において事実確認を行った事案

障害者福祉施設従業者等による障害者虐待の事実が認められた事案である。

特に、下記の理由により、悪質なケースと判断したため、都道府県の迅速な対応を行う必要がある事案である。

更に都道府県と共同して事実の確認を行う必要がある事案である。

（

（注）不明の項目については記載しなくてもよい。

1 障害者福祉施設等の名称、所在地及びサービス種別

・名称	:	_____
・サービス種別	:	_____
		（事業者番号：_____）
・所在地	:	_____
		TEL _____ FAX _____

2 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けた又は受けたと思われる障害者の性別、年齢及び障害種別その他の心身の状況

氏名		性別（ ）	年齢（ ）
障害の種類 （程度区分）	身体障害 知的障害 精神障害 その他（ 障害支援区分 非該当 1 2 3 4 5 6 不明等		
心身の状況			

3 虐待の種別、内容及び発生要因

虐待の種別	身体的虐待 放棄・放置 その他（	性的虐待 経済的虐待	心理的虐待)
虐待の内容			
発生要因			

4 虐待を行った障害者福祉施設従事者等の氏名、生年月日及び職種

氏名		生年月日	
(資格を有する者についてはその資格及び職名を、その他の者については職名及び職務内容を記載すること)			

5 市町村が行った対応

施設等に対する指導
 施設等からの改善計画の提出依頼
 虐待を行った障害者福祉施設従事者への注意・指導
 その他（具体的に記載すること）

6 虐待を行った障害者福祉施設等において改善措置が行われている場合にはその内容

施設等からの改善計画の提出
 その他（具体的に記載すること）

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第 17 条の規定に基づき、上記の通り報告する。

年 月 日

神奈川県知事（担当課名： 課）

逗子市長

市町村
長 印

市から都道府県への通知例

第 号
年 月 日

神奈川県知事 殿

逗子市長



使用者による障がい者虐待に係る通知

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第23条の規定に基づき、
下記のとおり通知する。

記

1 通知資料

- ① 労働相談票（使用者による障がい者虐待）
- ② 添付資料（具体的に記載）

2 連絡先

担当部署		担当者名	
電話番号	—	—	

労働相談票（使用者による障害者虐待）

（受付台帳番号）

処理欄

受付等	受付年月日	平成 年 月 日	来庁等	1. 来庁 2. 電話 3. 文書等 4. 発見等	来庁等	発見等	端緒
受付等	障害者虐待に関する 通報・発見等の端緒	【市町村記入欄】 ()	【都道府県記入欄】 ()	【労働局等記入欄】			
		1 通報 2 届出	3 通報 4 届出	① 監督署等 ② 安定所等 ③ 均等室 ④ 企画室 ⑤ その他 5 相談 ・ 6 発見			
通報（届出）者の事項	通報（届出）者氏名				性別		
					1. 男 2. 女 3. 不明		
	事業所への 通知の諾否	通報・届出の有無 諾・否	通報者氏名の通知 諾・否		被虐待者氏名の通知 諾・否		
	被虐待者との関係	1.相談支援専門員・障害者福祉施設従事者等 2.近隣住人・知人 3.民生委員 4.被虐待者本人 5.家族・親族 6.虐待者自身 7.当該市区町村行政職員 8.警察 9.職場の同僚 10.都道府県労働局からの 通報 11.教職員 12.医療機関関係者 13.その他() 14.不明(匿名を含む)					
	住 所						
電 話 番 号	TEL - -		携帯TEL - -				
被虐待者に関する事項	被虐待者氏名(※)				性別(※)	生年月日	年齢(※)
					1. 男 2. 女 3. 不明		
	年齢区分(※)	1. ~17歳 2. 18~19歳 3. 20~24歳 4. 25~29歳 5. 30~34歳 6. 35~39歳 7. 40~44歳 8. 45~49歳 9. 50~54歳 10. 55~59歳 11. 60~64歳 12. 65歳以上 13. 不明					
	障害の種類(※)	1.身体障害 2.知的障害 3.精神障害(発達障害を除く) 4.発達障害 5.その他心身の機能の障害					
	雇用形態(※)	1.正社員 2.パート・アルバイト 3.派遣労働者 4.期間契約社員 5.その他() 6.不明					
	障害支援区分(※)	1.区分1 2.区分2 3.区分3 4.区分4 5.区分5 6.区分6 7.なし 8.不明					
	心身の状況						
住 所							
電 話 番 号	TEL - -		携帯TEL - -				
事業所に関する事項	事業所名(※)	(事業所が【就労継続支援A型】の指定を受けているかどうか 有・無)					
	代表者職氏名						
	担当者職氏名						
	所在地(※)						
	電 話 番 号	TEL - -		FAX - -			
	事業所規模(※)	1. 5人未満 2. 5~29人 3. 30~49人 4. 50~99人 5. 100~299人 6. 300~499 7. 500~999人 8. 1000人以上 9. 不明					
	企業規模(※)	1. 5人未満 2. 5~29人 3. 30~49人 4. 50~99人 5. 100~299人 6. 300~499 7. 500~999人 8. 1000人以上 9. 不明					
業 種(※)	1.農業、林業 2.漁業 3.鉱業、採石業、砂利採取業 4.建設業 5.製造業 6.電気・ガス・熱供給 ・水道業 7.情報通信業 8.運輸業、郵便業 9.卸売業、小売業 10.金融業、保険業 11.不動産業、物品賃貸業 12.学術研究、専門・技術サービス業 13.宿泊業、飲食サービス業 14.生活関連サービス業、娯楽業 15.教育、学習支援業 16.医療、福祉 17.複合サービス事業 18.サービス業(他に分類されないもの) 19.公務 20.分類不能の産業 21.不明						

使用者に関する事項	使用者名(※)		性別	生年月日(※)	年齢	性別	
			1.男 2.女 3.不明				
	年齢区分(※)	1. ~ 29歳 2. 30 ~ 39歳 3. 40 ~ 49歳 4. 50 ~ 59歳 5. 60歳以上 6. 不明				年齢	
	被虐待者との関係(※)	1. 事業主 2. 所属の上司 3. 所属以外の上司 4. その他() 5. 不明				関係	
	虐待の種別(※)	10. 身体的虐待 20. 性的虐待 30. 心理的虐待 40. 放置等 50. 経済的虐待 41. 放置等(身体的虐待) 42. 放置等(性的虐待) 43. 放置等(心理的虐待)				種別	
虐待の内容・対応等	虐待の内容及び発生要因(※)						
	市町村又は都道府県が行った対応(※)						
	使用者による虐待が行われた事業所において改善措置が採られている場合にはその内容(※)						

(※) を付けた部分は、省令により都道府県から労働局に報告する内容であるため、確認の上、記載すること

関係窓口一覧

(令和4年3月1日現在)

障がい者の虐待に気付いた方は、下記担当窓口までご相談ください。

逗子市障がい者虐待防止センター

(逗子市福祉部障がい福祉課)

【平日の日中】

午前8時30分～午後5時15分

電話 046-872-8114

FAX 046-873-4520

【夜間・休日】

電話 046-873-1111
(宿直警備員が受付け、障がい者虐待担当者に取り次ぎます。「障がい者虐待の件で」とお伝えください。)

FAX 046-873-4520

(受付のみ)

逗子市 障がい者虐待防止担当課

窓口名称	郵便番号	住所	電話番号	備考
逗子市福祉部障がい福祉課	246-8686	逗子市逗子5-2-16	046-873-1111	

神奈川県 障がい者虐待防止担当

窓口名称	郵便番号	住所	電話番号	備考
神奈川県福祉子どもみらい局 福祉部 障害福祉課地域生活支援グループ	231-8588	神奈川県横浜市中区日本大通1	045-210-4713	

神奈川県 保健福祉事務所

窓口名称	郵便番号	住所	電話番号	備考
鎌倉保健福祉事務所	248-0014	鎌倉市由比ガ浜2-16-13	0467-24-3900	